

令和4年定例会
環境生活農林水産常任委員会
説明資料

◎ 所管事項説明

1	『令和4年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見への回答について（環境生活部関係）	1
2	『強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）』及び『みえ元気プラン（仮称）』最終案に対する意見への回答について（環境生活部関係）	2
3	「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」成案について（環境生活部関係）	3
4	旅券の電子申請導入等について	4
5	「三重県文化振興条例（仮称）」の骨子案について	6
6	「三重県生活環境の保全に関する条例」で定める指定施設（ばい煙）の見直しについて	14
7	三重県水道広域化推進プラン策定状況について	16
8	令和4（2022）年度版 三重県サステナビリティレポートについて	18
9	令和4（2022）年版 第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告書について	20
10	令和4〔2022〕年版 三重県男女共同参画年次報告書について	22
11	三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす年次報告書について	26
12	指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について	30
13	各種審議会等の審議状況について	62

別冊1 みえ元気プラン（成案）（環境生活部関係抜粋）

別冊2 令和4（2022）年度版 三重県サステナビリティレポート

令和4年10月6日
環境生活部

1 「『令和4年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について（環境生活部関係）

●施策の取組

みえ元気プラン 施策番号・施策名	主担当部局名	<参考> 県政レポートの 施策番号・施策名	委員会意見	回答
3-2 交通安全対策の推進	環境生活部	142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり	「三重県交通安全条例」において、自転車損害賠償責任保険等への加入、自転車小売業者等への加入確認が義務づけられたところであるが、小売業者等による加入確認の実施状況や、児童・生徒が通学等に使用する自転車の加入状況等の把握を検討されたい。	小売業者等による加入確認の実施状況や教育委員会事務局、三重県PTA連合会など関係機関を通じた児童・生徒が通学等に使用する自転車の加入状況等の把握に努めていきます。また、県交通安全条例に基づく加入等義務化に係る加入義務者、小売業者等への効果的な啓発・周知方法等についての検討を進め、加入促進につなげていきます。

2 「『強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）』及び『みえ元気プラン（仮称）』最終案に対する意見」への回答について（環境生活部関係）

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回 答
4-2	循環型社会の構築	環境生活部 廃棄物対策局	産業廃棄物処理について、不適正な処理をしている事業者への指導とともに、優良な事業者を評価していく観点から、プランの記述を充実されたい。	廃棄物処理の安全・安心の確保を図るため、優良認定処理業者への委託を促進する旨を記載しました。

3 「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」成案について（環境生活部関係）

令和4年6月20日の環境生活農林水産常任委員会において、「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）」及び「みえ元気プラン（仮称）」の最終案についてご審議いただき、7月25日には、県議会から最終案に対する知事への申し入れをいただいたところで、こうしたご意見等をふまえ、最終案から以下のとおり修正しました。

<主な修正箇所>

○第3章 第3節（施策の概要）

（1）施策4-2 循環型社会の構築

■基本事業3：廃棄物処理の安全・安心の確保（成案98頁）

廃棄物処理の安全・安心に向け、排出事業者の意識向上、**優良認定処理業者への委託の促進、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物等の廃棄物の適正処理推進、およびICTやドローン等の新しい技術を取り入れた監視・指導を行います。**また、災害廃棄物の迅速な処理を促進するため体制整備に取り組みます。

（2）施策4-4 生活環境の保全

■KPI（重要業績評価指標）（成案：102頁）

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
環境基準達成率	90.5% (速報値)	98.1%	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合
生活排水処理施設の整備率	88.2%	93.1%	下水道、合併処理浄化槽、集落排水施設等により生活排水処理が可能な人口の割合
「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組数	3取組	7取組	「第9次水質総量削減計画」における「きれいで豊かな海」の実現に向けた総合的な水環境改善取組数
海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数	17,496人	24,000人	「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に参加した県民の数

4 旅券の電子申請導入等について

1 現状

国の法定受託事務として、旅券発給事務を行っており、申請等の窓口は三重県旅券センター、旅券コーナー（桑名、四日市、鈴鹿、松阪、伊勢、伊賀、尾鷲、熊野）及び権限を移譲した名張市・志摩市の計11か所にあります。

旅券の発給には所定の処理日数がかかるため、窓口へは申請時と交付時の2回の出頭が必要で、交付時に収入印紙と三重県収入証紙で手数料を納付してもらいますが、発行した日から6か月以内に受け取らないと無効（未交付失効）となります。

過去3年間の発給等の件数（※）は下記のとおりです。

※申請から交付までに年度をまたぐもの等があり件数は不一致

	申請	発行	交付	増補※	未交付失効
令和元年度	48,878	49,142	49,931	104	97
令和2年度	5,315	5,358	6,242	22	126
令和3年度	5,103	5,034	4,943	22	15

※増補：査証欄に頁を追加する手続き（交付の内数）

2 旅券法の改正

国においては、申請者の利便性向上と事務の効率化のため、旅券の発給申請手続等の電子化及びこれに伴う手数料のクレジットカード納付の導入に向けて、令和4年4月に旅券法が改正されました。（令和5年3月27日施行）

【手続等の主な変更点】

- ①記載事項に変更のない切替申請（※）について、マイナンバーカードを使用したオンライン上での申請が可能となり、申請時の出頭は不要となる。
※切替申請：残りの有効期間が1年未満で新たな旅券を申請すること
- ②査証欄の増補が廃止され、有効期間が同じ新たな旅券が低額な費用で発行できる。
- ③未交付失効後5年以内に再度申請した場合、失効した旅券の発行経費を徴収するため、新たな手数料を設ける。

3 今後の予定

11月定例会月会議に「三重県の事務処理の特例に関する条例」及び「三重県手数料条例」の改正案を提出し、電子申請及び手数料のクレジットカード納付については、国から示されるスケジュールに従って順次導入していきます。

5 「三重県文化振興条例（仮称）」の骨子案について

1 検討状況

「三重県文化振興条例（仮称）」（以下「条例」）の制定に向けて、県民及び文化活動を行う団体や個人の方を対象に、今後の文化行政のあり方に関するアンケート調査等を実施し、意見をいただきました。また、関係部局と調整を行うとともに、市町、市町文化協会、関係公益法人からも意見をいただきました。（「別紙2」参照）

これらアンケート調査等の結果と、第1回三重県文化審議会でもいただいた意見をふまえ、条例の骨子案を作成し、令和4年9月8日開催の第2回三重県文化審議会にて審議を行いました。

2 条例骨子案の概要

条例骨子案の概要は以下のとおりです（「別紙1」参照）。

（1）題名

条例の内容を簡潔かつ的確に表現するものとします（例：三重県文化振興条例）。

（2）前文

「文化のもつ力とその力への期待」「三重の文化の特色とその意義」「条例制定の背景」「目指すべき姿の実現」を盛り込みます。

（3）目的

一人ひとりが生きがいと心の豊かさを実感できる県民生活及び活力あふれる地域社会を実現することを目的とします。

（4）基本理念

目的を実現させるため、以下の9つの基本理念を盛り込みます。

- ①文化活動を行う者の自主性の尊重
- ②文化活動を行う者の創造性の尊重
- ③誰もが文化を鑑賞、参加、創造できる環境の整備
- ④三重に対する誇りと愛着の醸成
- ⑤三重の多様で特色ある文化の保護と発展
- ⑥三重の文化の国内外への発信と交流
- ⑦子どもたちへの文化に関する教育の重要性と地域等との連携
- ⑧県民の意見の反映
- ⑨観光、まちづくり、国際交流などの各分野における施策との有機的な連携

（5）県の責務

文化の振興に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有することを明確にします。

（6）役割

県民、文化団体等、事業者の役割を明確化し、本県の文化振興に関して積極的な役割を担うことを求めることとします。

(7) 連携

市町、教育機関、その他関係者との連携を図り、文化振興に関する施策を、より効果的かつ効率的に推進します。

(8) 基本的施策

基本理念を実現させるため、以下の基本的施策に取り組みます。

方向性	基本的施策
文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術の振興 ・ メディア芸術の振興 ・ 芸能の振興 ・ 生活文化の振興 ・ 国民娯楽の普及
文化にふれ親しみ、創造する環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の文化に関する関心及び理解の醸成 ・ 県民の鑑賞、実践等の機会の充実 ・ 文化施設の充実 ・ 高齢者、障がい者等の文化活動の充実 ・ 子どもたちの文化活動の充実 ・ 文化活動等の支援体制の充実
文化を育み、継承する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化の担い手の育成及び確保 ・ 顕彰
三重の歴史的資産等の保存及び活用等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財等の保存・活用・継承 ・ 伝統芸能及び民俗芸能の継承及び発展
文化を活用した地域の活性化と魅力の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化の活用による地域の活性化 ・ 文化の活用による観光等の振興 ・ 歴史と伝統文化を生かした郷土愛の醸成 ・ 三重の文化の魅力の発信と交流の推進

(9) その他

条例の目的を実現するため、財政上の措置、基本計画の策定を盛り込みます。

3 第2回三重県文化審議会での主な意見

- ・ 骨子案の内容は、全体的に取りこぼしなく網羅されていると思う。
- ・ 前文には、お伊勢参りなどの精神文化、地域の祭りや伝統文化など、三重の文化の特徴をもっと書き込んでほしい。
- ・ 基本理念「④三重に対する誇りと愛着の醸成」を入れてもらってよかったと思う。
- ・ 事業者の役割について、企業は全ての活動で社会的責任を果たすことを求められているので、事業活動に限定する必要はないのではないかな。
- ・ 障がい者の文化芸術活動について、現在は県内での活動にとどまっており、今後、全国展開できる支援をお願いしたい。
- ・ 子どもたちの文化にふれる機会を大切にしてもらっている点はありがたい。
- ・ 文化活動を行う方々の高齢化が予想以上に進んでいるため、基本的施策「文化の担い手の育成及び確保」に注力してほしい。

- ・ 文化を地域社会の活性化に活用するという考え方はよいと思うが、文化そのものの価値を高める取組を優先したうえで、取り組むべき。
- ・ 条例を推進する体制や計画について、もっと明確にするべき。

4 今後のスケジュール（案）

令和4年11月	第3回	三重県文化審議会
12月		環境生活農林水産常任委員会（条例中間案）
令和5年1月		パブリックコメントの実施
2月	第4回	三重県文化審議会（条例最終案、答申）
3月		環境生活農林水産常任委員会（条例最終案）
6月		定例会会議 条例案を提出

参考 第1回三重県文化審議会での主な意見（令和4年6月1日開催）

- ・ コロナ禍の中で、条例を制定していくというのは今まさに良い時期。
- ・ 高等教育機関などの若い世代に対しては、直接ヒアリングして意見を吸い上げてはどうか。
- ・ 近年は、障がい者に対する理解も進み、障がい者の芸術文化活動が広がりつつある。
- ・ 文化にふれ親しむ機会を増やしていく必要がある。
- ・ 文化や芸術のどのような分野で、担い手不足、後継者不足になっているのかを明確にして、そこに手を打っていくようなことができるとうい。
- ・ 斎宮をはじめ、文化財の保全と活用が今後大変重要になってくる。
- ・ 文化は地域が育ててきた宝であり、地域の方たちが納得できるような活用が必要。
- ・ 文化政策に関する専門的な知識や文化団体等とのネットワークを有するアーツカウンシルのような専門機関を活用した文化政策の検討が必要。

条例構成イメージ

- 前文
- 目的
- 基本理念
- 県の責務
- 役割、連携
- その他
- 基本的施策

三重県文化振興条例(仮称)構成案

- 前文
- 第1章 総則
- 第2章 基本的施策
 - ・ 文化の振興
 - ・ 文化にふれ親しみ、創造する環境づくり
 - ・ 文化を育み、継承する人材の育成
 - ・ 三重の歴史的資産等の保存及び活用等
 - ・ 文化を活用した地域の活性化と魅力の発信

総則(続き)

文化団体等の役割	文化団体等は、文化活動の充実を図るとともに、文化の振興に積極的な役割を果たすよう努める
事業者の役割	事業者は、その事業活動を通じて、文化の振興に積極的な役割を果たすよう努める
市町や教育機関との連携等	市町との連携、教育機関との連携、その他関係者との連携、関係者間の連携への支援に努める
その他	財政上の措置に努め、基本計画を策定する

基本的施策

文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> ●芸術の振興 ●メディア芸術の振興 ●芸能の振興 ●生活文化の振興 ●国民娯楽の普及
文化にふれ親しみ、創造する環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●県民の文化に関する関心及び理解の醸成 ●県民の鑑賞、実践等の機会の充実 ●文化施設の充実 ●高齢者、障がい者等の文化活動の充実 ●子どもたちの文化活動の充実 ●文化活動等の支援体制の充実
文化を育み、継承する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●文化の担い手の育成及び確保 ●顕彰
三重の歴史的資産等の保存及び活用等	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財等の保存・活用・継承 ●伝統芸能及び民俗芸能の継承及び発展
文化を活用した地域の活性化と魅力の発信	<ul style="list-style-type: none"> ●文化の活用による地域の活性化 ●文化の活用による観光等の振興 ●歴史と伝統文化を生かした郷土愛の醸成 ●三重の文化の魅力の発信と交流の推進

前文

「文化のもつ力とその力への期待」、「三重の文化の特色とその意義」、「条例制定の背景」、「目指すべき姿の実現」を盛り込む

総則

目的	生きがいと心の豊かさを実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現
基本理念	<ol style="list-style-type: none"> ① 文化活動を行う者の自主性の尊重 ② 文化活動を行う者の創造性の尊重 ③ 誰もが文化を鑑賞、参加、創造できる環境の整備 ④ 三重に対する誇りと愛着の醸成 ⑤ 三重の多様で特色ある文化の保護と発展 ⑥ 三重の文化の国内外への発信と交流 ⑦ 子どもたちへの文化に関する教育の重要性和地域等との連携 ⑧ 県民の意見の反映 ⑨ 観光、まちづくり、国際交流などの各分野における施策との有機的な連携
県の責務	県は、文化の振興に関する施策を総合的に策定し実施する
県民の役割	県民は、自主的かつ創造的な活動を通じて、文化の振興に積極的な役割を果たすよう努める

三重県文化振興条例（仮称）の検討に係る調査結果の概要について

1 調査の目的

「三重県文化振興条例（仮称）」の制定の検討にあたり、今後の本県の文化行政のあり方に関して、県民や文化活動を行う個人や団体、市町等の考え等を把握し、検討の材料とすることを目的として実施した。

2 調査の方法

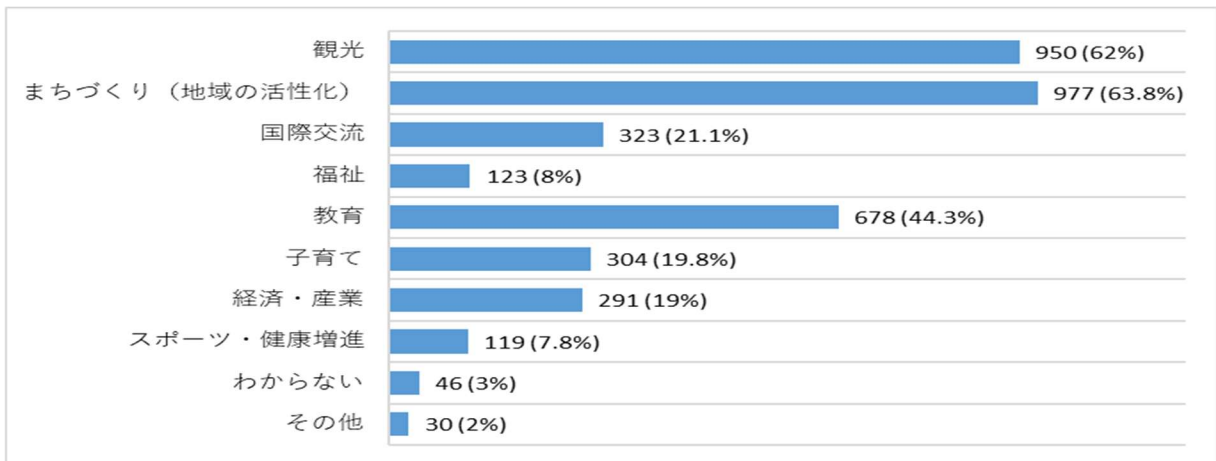
対象	実施方法	調査期間	結果
県民	e-モニターアンケート	7/6-7/25	944/1,386件（68%）
	オンラインアンケート	7/6-7/29	588件
	合計		1,532件
	※三重大学において、7/20、7/27の日本理解特殊講義「三重の歴史と文化」出席学生（82名）を対象にアンケート調査を実施。 ※県内高等教育機関に対し、アンケート調査依頼を実施		
文化活動を行う個人及び団体	オンラインアンケート	7/8-7/29	147件
	郵送によるアンケート （三重県文化団体連絡協議会加盟の県域文化団体対象）	7/14-7/28	22/29団体（76%）
	合計		169件
	意見交換会の実施 （三重県文化団体連絡協議会加盟の県域文化団体対象）	7/14開催	3団体が参加
	郵送及びメールによる意見聴取の実施 （文化協会・公益法人）	6/27-7/14	18/24団体（75%）
市町	県・市町文化行政連絡会議での議題として意見照会	7/26開催	29市町（無回答含む）

3 各調査の結果の概要

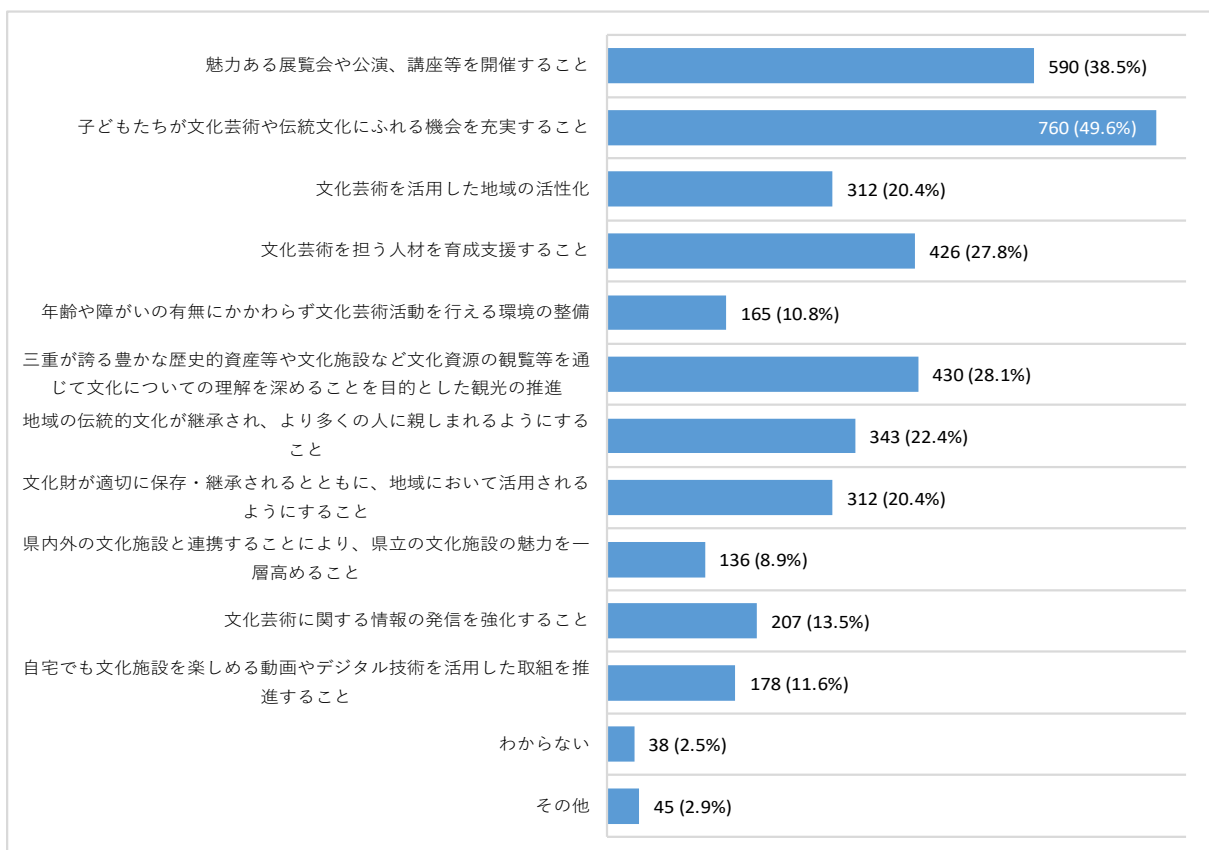
(1) 県民を対象とした調査

- 最近、鑑賞・観覧したり、自ら実践した文化芸術のジャンルについて尋ねたところ、「音楽」「メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）」「美術」が上位に並ぶ。また、「鑑賞・観覧、実践していない」と回答した人は、回答者の17.6%になる。
- 「鑑賞・観覧、実践していない」と回答した人にその理由を確認したところ、「興味はあるが、コロナ禍のため鑑賞・観覧、または実践することができなかった（休演・中止を含む）」と回答する人が最も多く、続いて、「興味がない」が続く。
- 三重県の歴史的資産等に愛着を感じることができるか尋ねたところ、90%近くが、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を選択している。
- 文化芸術を鑑賞・観覧、もしくは実践するうえで何が支障か尋ねたところ、「忙しくて時間が取れない」が最も多く、「魅力的な展覧会や公演・講座がない」「文化に関する情報が少ない」「費用がかかりすぎる」が上位に並ぶ。

- 文化芸術を生かしたら良いと思う分野について尋ねたところ、「まちづくり（地域の活性化）」「観光」「教育」が上位に並ぶ。

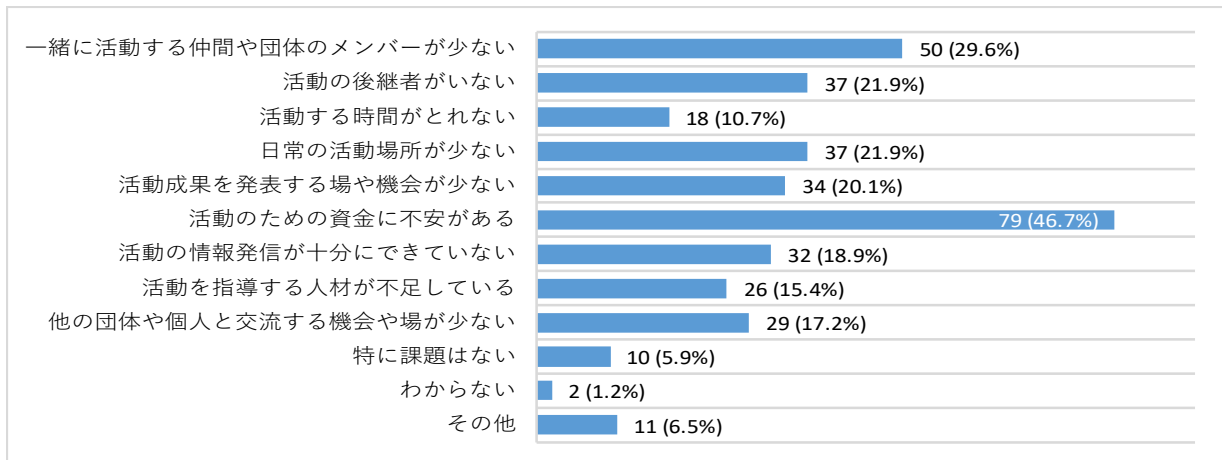


- 人口減少や過疎化が進む中で、地域の文化芸術への影響等に関して不安に感じることを尋ねたところ、「地域の伝統的文化（祭り、年中行事等）の担い手・継承者が不足する」が最も多く、「地域で公演等が開催されなくなり、文化芸術を鑑賞・観覧する機会が減少する」「地域の文化財（建造物、工芸品など）の維持管理が難しくなる」が上位に並ぶ。
- 県は今後どのような文化振興施策に力を入れるべきか尋ねたところ、「子どもたちが文化芸術や伝統文化にふれる機会を充実すること」が最も多く、「魅力ある展覧会や公演、講座等を開催すること」「三重が誇る豊かな歴史的資産等や文化施設など文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深めることを目的とした観光の推進」「文化芸術を担う人材を育成支援すること」が上位に並ぶ。

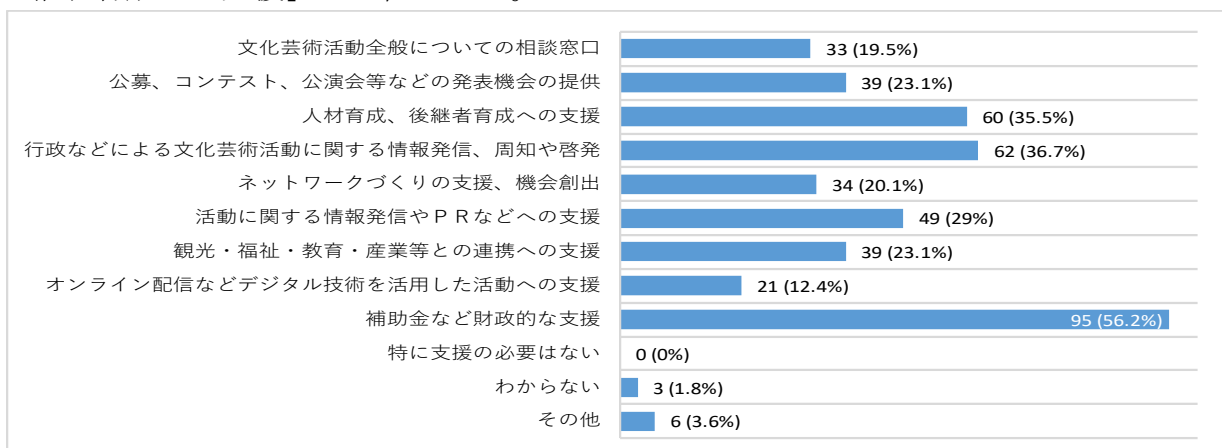


(2) 文化活動を行う個人及び団体を対象とした調査

- 活動を行う上での課題について尋ねたところ、「活動のための資金に不安がある」が最も多く、「一緒に活動する仲間や団体のメンバーが少ない」「活動の後継者がいない」「日常の活動場所が少ない」が上位に並ぶ。



- 活動を行う上での相談先について尋ねたところ、「文化芸術活動を行っている他の団体や個人」が最も多く、続いて「家族、友人」が多い。一方で、17.8%が「特に相談先はない」と回答している。
- 文化団体同士のつながりやネットワークの必要性と現状について尋ねたところ、84.6%が「必要」と回答しているが、全体のおよそ4割が「十分に機能していない」「全く機能していない」と回答している。
- 芸術家や文化に関わる人などの育成・支援のために必要だと考えていることを尋ねたところ、「発表の機会や練習場所の充実」が最も多く、「子どもや若い世代が様々なアーティストや専門家と触れ合える機会の提供」「一般の人が参加できる講義や講座の提供」が上位に並ぶ。
- 誰もがともに文化芸術にふれ親しみ、活躍できる取組について尋ねたところ、「誰もが鑑賞や参加できる文化芸術イベントの定期的な開催」が最も多く、「文化施設のバリアフリー対応の充実」「文化施設でのワークショップや文化教室の開催など交流の場の提供」が上位に並ぶ。
- あると良いと思う支援策について尋ねたところ、「補助金など財政的な支援」が最も多く、「行政などによる文化芸術活動に関する情報発信、周知や啓発」「人材育成、後継者育成への支援」が上位に並ぶ。



- ・ 県は今後どのような文化振興施策に力を入れるべきか尋ねたところ、「文化芸術活動に対する財政支援」が最も多く、「子どもたちが文化芸術や伝統文化にふれる機会を充実すること」「文化芸術を活用した地域の活性化」が上位に並ぶ。

(3) 市町を対象とした意見照会の結果

- ・ 県との連携を期待する分野について意見照会したところ、市町からは、主に、「文化財等の保存・活用」（6団体）、「県立文化施設と市町の文化施設の連携」（5団体）、「文化団体等への支援」（4団体）、「文化の担い手の育成と確保」（4団体）という意見があがった。
- ・ 県との連携にあっては、広域的な視点に立ち、市町では実施困難な施策に取り組んでほしいなどの意見があった。

4 まとめ

<県民を対象としたアンケート>

- ・ 今後県が力を入れるべき施策については、「子どもたちが文化芸術や伝統文化にふれる機会を充実すること」が最も多く、続いて「魅力ある展覧会や公演、講座等を開催すること」が多いことから、これらをふまえ、文化にふれ親しむ環境づくりに取り組んでいく必要がある。一方で、文化に興味がないとする回答も一定数あることから、文化への関心を高める取組も必要である。
- ・ 文化を生かしたらよいと思う分野については、「まちづくり（地域の活性化）」が最も多く、続いて「観光」が多いことから、文化を活用した地域や産業の活性化に取り組んでいく必要がある。
- ・ 文化芸術を担う人材を育成支援することを県に期待する声や、祭りなど地域の伝統的文化の担い手や継承者の不足を懸念する意見が多かったことから、人材の育成について取り組んでいく必要がある。
- ・ 「本県の歴史的資産等に誇りや愛着を感じているか」については、約90%の方が「感じている」と回答していることから、地域の歴史的資産等の保存・活用・継承に取り組んでいく必要がある。

<文化活動を行う個人及び団体等を対象としたアンケート>

- ・ 今後、県が力を入れるべき施策については、「文化芸術活動に対する財政支援」が最も多く、支援のあり方も含めて、必要な措置について検討する必要がある。
- ・ 期待する支援策については、「人材育成、後継者育成への支援」に多くの回答が寄せられており、特に、高齢化が進む地域の文化活動では、切実な問題となっていることがうかがえることから、人材の育成について取り組んでいく必要がある。
- ・ 文化団体同士のネットワークについては、十分機能していないとの回答が多く、また、行政による情報発信や周知、啓発についても期待されている。連携への支援や情報発信など、文化活動等への支援体制の充実に努める必要がある。

<市町を対象とした意見照会>

- ・ 市町からは、文化財の保護・活用や文化の情報発信など複数の分野で県との連携を期待する意見があり、引き続き、市町との連携に取り組んでいく必要がある。

6 「三重県生活環境の保全に関する条例」で定める指定施設（ばい煙）の見直しについて

1 経緯

国は、令和4年10月1日以降、「大気汚染防止法」（以下「法」）の規制対象となるボイラーの規模要件を改正しました。

この改正により、法と「三重県生活環境の保全に関する条例」（以下「県条例」）の規制対象に不整合が生じることから、県は、三重県環境審議会へ県条例で定める指定施設（ばい煙）の見直しについて諮問し、「大気部会」において令和4年5月及び8月に検討を行ってきました。

部会では、条例施行規則の見直し案を取りまとめ、9月末まで、パブリックコメント及び関係市への意見照会を行いました。

2 見直し案の概要

（1）見直し案

①規制対象となる規模要件の見直し

伝熱面積については、国と同様に規模要件をなくし、燃焼能力については、県内の状況をふまえて部会で検討し、規模要件を30L/時以上とする。（ただし、現行の県条例で規制対象外であった伝熱面積8㎡未満のボイラーは除く。）

②ボイラーの定義の見直し

近年、普及してきているガスのみを燃料とするボイラーは、ばいじん等のばい煙が発生しにくく、環境影響が少ないことから、県条例のボイラーの定義から除外する。

③ばいじん排出基準の規制対象の見直し

今後、バイオマスボイラー等の固体燃料を使用するボイラーの普及が、県条例の規制対象規模のものでも予想されることから、これまでばいじんの排出基準が適用されていなかった当該ボイラーにも同排出基準を適用する。

※現行の県条例では液体、ガスを燃料として使用するボイラーのみに同排出基準が適用

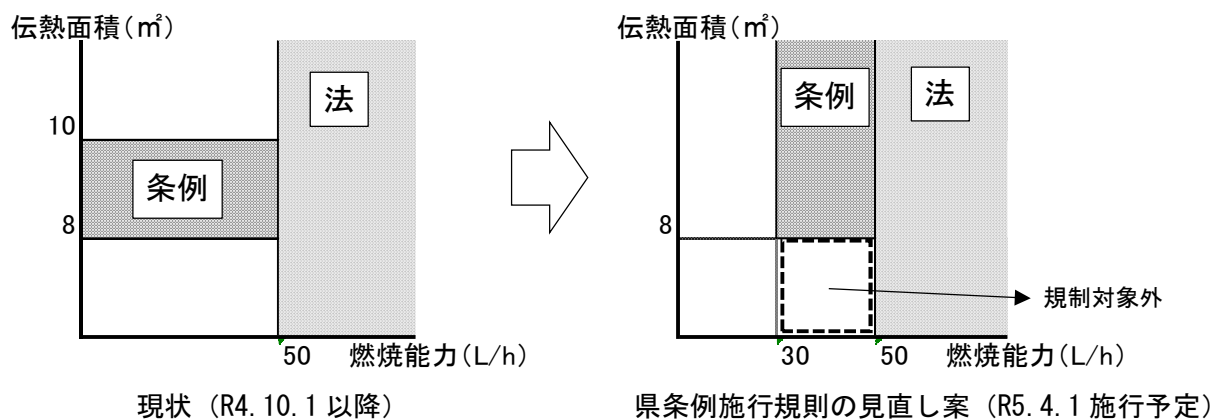


図 県条例で定める指定施設（ばい煙）の見直し案の概要

(2) パブリックコメント等の実施結果

- ①実施期間 令和4年8月30日から令和4年9月28日まで
- ②寄せられた意見数 0件（パブリックコメント）
0件（関係市への意見照会）

※関係市：大気汚染防止法に係る政令市として四日市市が該当

3 今後のスケジュール（案）

- 令和4年10月27日 三重県環境審議会第3回大気部会
- 11月頃 三重県環境審議会（答申）
- 令和5年4月1日 改正規則施行

7 三重県水道広域化推進プラン策定状況について

1 背景

(1) 国の動き

将来的に水道事業の経営環境のさらなる悪化が懸念されていることなどから、水道事業の基盤強化を目的とし、平成30年12月に「水道法」が改正されました。

改正「水道法」では、水道事業経営の持続性を高める方策として、広域連携の推進が求められており、県の責務として「水道事業者等の広域的な連携の推進役」が新たに規定されました。

平成31年1月、総務省及び厚生労働省から、「水道広域化推進プラン」（以下「プラン」）を令和4年度末までに策定するよう都道府県へ要請がありました。

(2) プランの構成

プランは、市町の実施する水道事業について市町の区域を越えた広域化を推進するため、県が市町の意見を十分に聞きながら、水道事業に係る広域化の推進方針等を定める計画です。

国から示されているプランの構成として、概ね次の3項目を記載します。

- ・ 水道事業者の経営環境と経営状況の現状を整理し、将来見通しを立てて、経営上の課題を分析した結果
- ・ 経営統合や施設の共同設置・共同利用、営業業務の共同化など広域化の多様な類型の中から設定した広域化のパターンについて、シミュレーションにより総合的な効果を分析した結果
- ・ 分析した結果に基づく、広域化の推進方針、当面の具体的取組及び今後の推進スケジュール

2 プラン策定状況

県では、市町及び県を構成員とする水道事業基盤強化協議会を設置し、プランの策定に向けて協議を進めています。また、広域連携策の課題については該当する市町間でワーキンググループにおいて検討を進めます。

なお、プランの目標期間は10年間とします。

(1) 現状と将来見通し

各市町の経営戦略等もふまえ、現状の水需要や経営収支等を整理し、将来見通しを立てていきます。

(2) 広域連携策の総合的な効果分析

検針業務の共同化や水道メータの共同調達等の広域連携策について、シミュレーションによる効果分析を行っています。また今後、施設の共同設置・共同利用等の広域連携策についても、検討の進展に応じてシミュレーションを行っていきます。

(3) 今後の広域化に係る推進方針等

本県の実情をふまえた広域化の推進方針を定め、当面の具体的な取組内容とプランの推進スケジュールを記載します。

3 今後のスケジュール（案）

- 令和4年 11月 水道事業基盤強化協議会において、中間案を作成
- 12月 環境生活農林水産常任委員会へ中間案を報告
- 令和5年 2月 水道事業基盤強化協議会において、最終案を作成
- 3月 環境生活農林水産常任委員会へ最終案を報告
- 三重県水道広域化推進プランの策定、公表

8 令和4（2022）年度版 三重県サステナビリティレポートについて

県内の環境の状況や環境の保全に関して県が実施した施策等について、「三重県環境基本条例」第10条に基づく年次報告書として、「令和4(2022)年度版 三重県サステナビリティレポート」(別冊2)を取りまとめました。施策ごとの取組状況等は、以下のとおりです。

1 低炭素社会の構築

(1) 令和3年度の主な取組

令和3年5月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、温室効果ガスの新たな削減目標値が示されたため、「三重県地球温暖化対策総合計画」の見直しに着手しました。

また、脱炭素社会の実現に向け、令和2年度に立ち上げた産官学等多様な主体からなる「ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム」により、三重県産再エネ電力の利用促進や、県内企業の脱炭素経営の取組への支援を行うとともに、省エネ家電利用促進や宅配事業者の再配達防止等の「COOL CHOICE」を推進する取組について検討しました。

(2) 令和4年度以降の取組方向

「三重県地球温暖化対策総合計画」については、削減目標の見直しや施策の追加などを行い、令和4年度末に改定できるよう作業を進めます。

また、「ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム」による取組を引き続き実施し、その効果を県全体に広げていきます。

2 循環型社会の構築

(1) 令和3年度の主な取組

令和3年3月に策定した「三重県循環型社会形成推進計画」に基づき、さまざまな主体との連携を一層強化しながら循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題の解決の両立に向けた取組を進めています。

食品ロスの削減と生活困窮者の支援の同時解決を図る「三重食品提供システム」(通称:みえ〜る)の運用を開始し、多くの企業や団体に活用されています。

また、ペットボトルを地域で水平リサイクルする仕組みの構築に向け、津市内で「ペットボトル to ペットボトル促進モデル事業」を実施し、高品質にペットボトルを回収することができました。

(2) 令和4年度以降の取組方向

持続可能な循環型社会の構築を通じて社会的課題を解決するため、プラスチックのマテリアルリサイクルの実証事業を行い、高度なりサイクル体制の整備に向けた取組を進めるとともに、資源の循環的な利用を促進するため、事業者等を対象に脱炭素化やDXに関するセミナーを開催します。

また、廃棄物処理の安全・安心を確保するため、PCB廃棄物の確実かつ適正な処分の促進や、ICTを活用した不法投棄の監視指導体制の強化にも取り組んでいきます。

3 自然共生社会の構築

(1) 令和3年度の主な取組

地域における開発行爲の計画段階において、生態系への自主的な配慮を促進するため、サンバ（猛禽類）生息ゾーニングマップを作成・公表しました。

また、環境にやさしい素材である木材の利用推進に向けては、令和3年4月に施行された「三重の木づかい条例」に基づき、「みえ木材利用方針」を策定し、建築物をはじめ、日常生活や事業活動など幅広い分野において、県産材をはじめとする木材のさらなる利用を推進しました。

(2) 令和4年度以降の取組方向

「三重県自然環境保全条例」や令和2年3月に策定した「みえ生物多様性推進プラン」（第3期）に基づき、引き続き、自然環境の保全や野生生物の保護に取り組んでいきます。

また、森林等の公益的機能の維持増進に向け、森林の整備や県産材の利用を推進するとともに、水産資源の生息環境の保全等の取組を進めます。

4 生活環境保全の確保

(1) 令和3年度の主な取組

「きれいで豊かな海」の実現に向け、「第9次水質総量削減計画」の策定に着手するとともに、栄養塩類の減少に対して、環境生活部、農林水産部、県土整備部が連携して、下水処理場の栄養塩類管理運転の試行を開始しました。

また、静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、「盛土による災害防止に向けた総点検」を実施しました。

(2) 令和4年度以降の取組方向

引き続き、大気・水環境等の環境法令に基づく監視や立入検査などを通じて、環境基準の達成に向けて取り組むとともに、適時適切な情報発信などにより、県民の生活環境に対する不安の払拭に努めていきます。

また、「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた「第9次水質総量削減計画」を令和4年度中に策定し、総合的な水環境改善に取り組んでいきます。さらに、伊勢湾流域圏の愛知県、岐阜県と連携し、海岸漂着物対策の広域的な取組を推進していきます。

5 共通基盤施策

(1) 令和3年度の主な取組

各施策を推進するための共通基盤施策として、環境保全活動や環境経営の推進に取り組むとともに、事業者による開発が環境に配慮したものとなるよう、環境影響評価を実施しました。

また、三重県環境学習情報センターにおいては、SDGsや資源循環、環境保全等をテーマとした基礎講座や環境学習指導者養成のための講座などを実施し、保健環境研究所においては、資源循環や大気・水環境に関する調査研究を実施しました。

(2) 令和4年度以降の取組方向

県民・事業者等の多様な主体が環境への取組を自律的かつ持続的に推進していくことができるよう、引き続き、環境講座の実施等により環境教育・環境学習の機会を積極的に提供するとともに、事業者による環境経営の促進や環境影響評価制度の適正な運用に取り組んでいきます。

9 令和4（2022）年版 第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン 年次報告書について

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」（令和4年5月施行）第11条第5項に基づき、「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（計画期間：令和2年度～令和5年度）に掲げる各施策の実施状況等について、年次報告書として取りまとめました。その概要は、以下のとおりです。

1 人権が尊重されるまちづくりのための施策

（1）令和3年度の主な取組

人権が尊重されるまちづくりに取り組む県内の企業、住民組織、団体等を対象に調査を実施し、県ホームページ等で情報発信するとともに、自治会等が開催する研修会等へ講師を派遣しました。

（2）令和4年度以降の主な取組方向

令和4年5月に施行された「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、住民組織、NPO等の団体、国、市町等と連携・協働して、人権施策を推進します。新型コロナウイルス感染症の影響により移動が制限される状況においても、人権のまちづくり研修会が県内全域で開催できるよう、インターネットの活用等、開催手法を工夫し研修会を実施します。

2 人権意識の高揚のための施策

（1）令和3年度の主な取組

広報媒体を活用した感性に訴える啓発や、スポーツ組織との連携による取組等、さまざまな手法を活用した啓発を行いました。新型コロナウイルス感染症への対策として、患者やその家族、医療従事者等への差別・偏見、デマの拡散等の行為は、人権侵害であり、許されないことを周知するため、知事メッセージの発出やテレビ・ラジオによるスポット放送等を実施しました。

学校教育における人権教育を推進するため、指導主事等が市町等教育委員会や学校を訪問し、それぞれの学校で作成されている人権教育カリキュラムの活用・改善、人権学習の実施に向けた助言等を行いました。

（2）令和4年度以降の主な取組方向

さまざまな人権課題について、より多くの県民に啓発の機会を提供できるよう、手法を工夫し啓発事業を実施します。また、新型コロナウイルス感染症への対応としてネット利用者に対して直接働きかけるターゲティング広告を通じて、差別的な書き込みの未然防止を図ります。

学校教育における人権教育を通して、人権教育カリキュラムに沿って取組を進めるとともに、学校・家庭・地域の連携による人権教育推進体制である人権教育推進協議会等の活動の充実を図ります。

3 人権擁護と救済のための施策

(1) 令和3年度の主な取組

県人権センターにおいて、新型コロナウイルス感染症への対応として、引き続き、電話相談を土日祝日も実施しました。

性の多様性に関する相談を受け付ける「みえにじいろ相談」を開設し、電話相談に加え、令和3年10月からはSNSによる相談も開始しました。

子どもたちが困りごとや悩みごとを相談できるようスクールカウンセラーを小学校、中学校、教育支援センター等に配置しました。また、福祉的な視点から課題解決への対応を図るため、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校への支援を行いました。

(2) 令和4年度以降の主な取組方向

令和4年5月に「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が施行されたことを受け、人権センターを中心とした各相談機関の連携体制を構築するなど相談体制の充実を図るとともに、不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制づくりに取り組みます。

児童虐待の未然防止や早期発見につなげるため、これまでの電話相談に加え、SNSを活用した相談体制を整備することで、より相談しやすい環境を整備します。

4 人権課題のための施策

(1) 令和3年度の主な取組

- ・正しい理解と認識を広めるため、県民人権講座を開催するとともに参加型の学習会を開催しました。(同和問題)
- ・子どもの権利について子ども自身が学ぶ取組として、子どもの権利ワークシート及びデジタル絵本を作成し、小学校等に配布しました。(こども)
- ・「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(令和3年度～5年度)に基づく障がい者福祉施策に取り組みました。(障がい者)
- ・「みえ高齢者元気・かがやきプラン」(令和3年度～5年度)に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を実施しました。(高齢者)
- ・「三重県日本語教育推進計画」(令和3年度～5年度)に基づき、有識者等で構成する総合調整会議において日本語教育施策を協議するとともに、人材育成に取り組みました。(外国人)
- ・犯罪被害者等が望む支援や必要な支援を整理し、それらを必要な関係機関・団体等に伝えるためのツールとなる「犯罪被害にあわれた方のためのノート」を作成しました。(犯罪被害者等)
- ・県人権センターアトリウムにて、年間を通じてさまざまなテーマ(アイヌの人びと、災害と人権、性的指向・性自認に関する人権、北朝鮮当局による拉致問題等)で各種パネル展を実施しました。(さまざまな人権課題)

(2) 令和4年度以降の主な取組方向

人権課題が多様化・複雑化していることから、国や市町、関係機関等とも連携し、課題の把握に努めるとともに、さまざまな人権に関わる課題を解決していくため、人権施策の着実な推進に努めていきます。

10 令和4年〔2022〕年版 三重県男女共同参画年次報告書について

「三重県男女共同参画推進条例」（平成13年1月施行）第12条に基づき、「第3次三重県男女共同参画基本計画」（計画期間：令和3年度～令和12年度）に掲げる各施策の実施状況等について、年次報告書として取りまとめました。その概要は、以下のとおりです。

1 基本方向Ⅰ 職業生活における女性活躍の推進

（1）令和3年度の主な取組

- ・UN Women（国連女性機関）が展開する「He For She」（女性の地位向上に男性の参加を呼びかける社会連帯運動）の趣旨の浸透を図るため、社内の「仕組み」を変えることで「行動」が変わり、女性の活躍につながった取組事例を公募・顕彰する「チェンジ・デザイン・アワード2022」を実施しました。
- ・県内の中小・小規模企業等を対象として、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」）に基づく一般事業主行動計画の策定及び策定後のフォローアップ支援をするため、セミナーの開催や専門アドバイザーの派遣を行いました。
- ・令和4年3月末時点で、「女性の活躍推進三重県会議」の会員数は550団体、一般事業主行動計画等の策定団体数は673団体となり、女性活躍推進の気運を高めることができました。

（2）令和4年度以降の取組方向

職業生活において女性が希望に応じて能力を発揮できる環境づくりに向け、長時間労働や転勤等を前提とした男性中心型労働慣行の見直し、女性の職域拡大や管理職の増加、仕事と子育て・介護の両立に向けた取組をさらに推進していく必要があります。

- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等の策定支援、女性の活躍に向けた企業の職場環境整備を図るための取組を行うとともに、企業や団体等に「女性の活躍推進三重県会議」への加入の働きかけを継続していきます。
- ・働き方改革の普及に向けた登録・表彰制度等や、保育の充実をはじめとした子育て支援を行っていきます。

2 基本方向Ⅱ 男女共同参画を推進するための基盤の整備

（1）令和3年度の主な取組

- ・県と市町の審議会における女性委員の割合は、令和2年度は28.0%（県32.0%、市町27.4%）に対して、令和3年度は28.4%（県32.6%、市町27.8%）と、0.4ポイント増加しました。

- ・県の審議会等において、女性委員の割合が委員総数の40%以上60%以下となる構成をめざし、「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、各部局へ働きかけを行いました。
- ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、職員が学校や団体等に出向いて講演する「フレンテトーク」を行うとともに、「男女共同参画フォーラム～みえの男女（ひと）2022～」で講演会、パネル展等を開催しました。

（2）令和4年度以降の取組方向

県や市町等の審議会をはじめとした政策・方針決定過程への女性の参画を推進するとともに、男女共同参画及び多様な性的指向・性自認に関する社会の理解に向けて意識の普及や教育等の取組を推進していく必要があります。

- ・県の審議会等において、女性の割合が低い分野や委員の改選を迎えるものについては、女性人材に関する情報を伝達し、協議をするなど、女性委員の選任を働きかけていきます。また、市町に対して、こうした県の取組について情報を提供し、審議会等における女性委員の選任が進むよう働きかけていきます。
- ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、「フレンテトーク」や「男女共同参画フォーラム」などの取組を通じて、市町や県内の学校等とも緊密に協力しながら、男女共同参画意識の普及等を図ります。

3 基本方向Ⅲ 誰もが安心して暮らせる環境の実現

（1）令和3年度の主な取組

- ・「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」（令和3年4月施行）に基づき、同性カップルなどが性的指向・性自認に関わらず、安心して暮らせるよう、「三重県パートナーシップ宣誓制度」の運用を令和3年9月から開始し、令和4年3月末時点で30組の宣誓がありました。また、性の多様性に関する理解促進のため、企業向けに、ガイドブック「性の多様性を認め合い、誰もが働きやすい職場づくりのために」を作成するとともに、研修を行いました。
- ・市町及び地域、企業の防災対策における意思決定や防災活動、災害時の活動を担い得る女性防災人材の育成を図るため、女性を中心とした専門職防災研修を行いました。
- ・毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、県総合文化センターで女性への暴力防止のシンボルカラーを用いた「パープル・ライトアップ」、県男女共同参画センター「フレンテみえ」において「女性に対する暴力防止セミナー」を開催しました。
- ・子どもたちを性被害から守るため、プライベートゾーンについて学ぶ小学校低学年向けの絵本を活用した性被害防止に関する学習支援、養護教諭等を対象とした「性被害防止・対応研修」等を行いました。

- ・性犯罪・性暴力の被害者のための総合的なワンストップ支援センターである「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」にて電話やメール相談・SNS相談・面接・付添い支援等を行いました。令和3年度の相談件数は637件であり、急増した令和2年度の623件とほぼ同水準になりました。

(2) 令和4年度以降の取組方向

性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認等に関わらず、誰もが参画・活躍できるよう環境の整備等に取り組むとともに、家庭・地域における活動や健康づくりに向けた支援を推進していく必要があります。また、DVや性犯罪・性暴力等を許さない社会づくりに向けて、啓発や被害者支援等の取組を展開する必要があります。

- ・多様な性的指向・性自認に関する社会の理解促進に向けたイベント等の開催や「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先の拡充等を図ります。
- ・コロナ禍で不安や困難を抱える女性の支援につなげるため、県男女共同参画センター「フレンテみえ」における相談体制の充実等に取り組めます。
- ・DV等の暴力を許さない意識の醸成に向けて、警察、市町、関係機関・団体等と連携し啓発等を継続して実施するとともに、相談窓口の周知・広報に取り組めます。さらに、性犯罪・性暴力被害者が安心して相談や必要な支援を受けることができるよう、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度向上等に取り組むとともに、関係機関との連携を進めていきます。

(参考)「第3次三重県男女共同参画基本計画 第一期実施計画」における基本施策の指標一覧

【基本方向】Ⅰ 職業生活における女性活躍の推進

【基本施策】Ⅰ－Ⅰ 雇用等における女性活躍の推進

基本施策の指標	現状値	令和3年度	目標値
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等を策定する、常時雇用労働者数100人以下の団体数	(令和元年度) 310 団体	401 団体	(令和5年度) 397 団体

【基本施策】Ⅰ－Ⅱ 自営業における女性活躍の推進

基本施策の指標	現状値	令和3年度	目標値
女性委員が任命されている農業委員会の割合	(令和元年度) 82.8%	86.2%	(令和7年度) 100%

【基本施策】Ⅰ－Ⅲ 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の推進

基本施策の指標	現状値	令和3年度	目標値
保育所等の待機児童数	(令和元年度) 109 人	50 人	(令和7年度) 0 人

【基本方向】Ⅱ 男女共同参画を推進するための基盤の整備

【基本施策】Ⅱ－Ⅰ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	令和3年度	目標値
県・市町の審議会等における女性委員の割合	(令和元年度) 28.1%	28.4%	(令和7年度) 31.2%

【基本施策】Ⅱ－Ⅱ 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

基本施策の指標	現状値	令和3年度	目標値
性別による固定的な役割分担意識を持つ県民の割合	(令和元年度) 23.3%	18.9%	(令和5年度) 20.1%

【基本方向】Ⅲ 誰もが安心して暮らせる環境の実現

【基本施策】Ⅲ－Ⅰ 多様な主体の参画・活躍に向けた支援と環境の整備

基本施策の指標	現状値	令和3年度	目標値
性の多様性に関する取組方針をもとに施策を推進する市町数	(令和2年度) 18 市町	22 市町	(令和7年度) 29 市町

【基本施策】Ⅲ－Ⅱ 家庭・地域における活動の推進と健康の支援

基本施策の指標	現状値	令和3年度	目標値
自治会長の女性割合	(令和元年度) 4.5%	5.3%	(令和7年度) 8.0%

【基本施策】Ⅲ－Ⅲ 男女共同参画を阻害する暴力等に対する取組

基本施策の指標	現状値	令和3年度	目標値
「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度	(令和元年度) 9.4%	15.8%	(令和5年度) 30.0%

(注釈)「現状値」及び「目標値」は、第3次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画の策定時に設定した数値です。

11 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす年次報告書について

「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」（平成25年7月施行）（以下「条例」）第6条第4項に基づき、「第3次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」（計画期間：令和3年度～令和7年度）の1年目にあたる令和3年度における各施策の実施状況等について、年次報告書として取りまとめました。その概要は、以下のとおりです。

1 令和3年度の数値目標の達成状況

基本目標である「飲酒運転による人身事故件数」については、目標値「27件」を達成できなかったものの、「ハンドルキーパー推進店等の指定等」「企業等における社内教育の実施」「各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率」「飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率（教科または特別活動等）」及び「飲酒運転違反者の受診率」の5つの活動項目については、全て目標達成することができました。

目標項目	目標値	実績値	目標達成状況
基本目標			
飲酒運転人身事故件数	27件以下	28件	0.96
活動目標			
ハンドルキーパー推進店等の指定等	700店以上 (事業所)	979店 (事業所)	1.00
企業等における社内教育の実施	1,500回 以上	1,500回 以上	1.00
各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率	100%	100%	1.00
飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率	100%	100%	1.00
飲酒運転違反者の受診率	46%以上	55.4%	1.00

2 施策ごとの取組状況等

飲酒運転の根絶に向け、「規範意識の定着」及び「再発防止」の観点から、以下のとおり取り組みました。

(1) 飲酒運転防止のための取組

①令和3年度の主な取組

三重県交通安全県民運動実施要綱の重点目標の一つに「飲酒運転等の根絶」を掲げ、関係機関・団体と連携し、広報啓発活動、飲酒運転違反取締り、ハンドルキーパー運動の普及などに取り組みました。また、安全運転管理者講習を受講した企業等による飲酒運転防止教育が実施されるなど、関係機関・団体において、事業内容に応じ、飲酒運転根絶に向けた取組が主体的に行われました。

②令和4年度以降の取組方向

飲酒運転による人身事故は条例施行後、減少傾向にありますが、未だ根絶には至っていません。このため、関係機関・団体が連携し、広報啓発活動等の取組の推進により、飲酒運転根絶に向けた意識高揚を図る必要があります。

このため、四季の交通安全運動、飲酒運転^{ゼロ}をめざす啓発事業における啓発のほか、新型コロナウイルス感染症対策をふまえ、メディア等を活用した広報啓発活動を積極的に推進していくとともに、引き続き企業等における飲酒運転防止に向けた教育等を促進します。

(2) 教育機関等による教育

①令和3年度の主な取組

教育委員会では、各種研修会等において教職員に向けた飲酒運転根絶をめざす教育の必要性の説明や、保健学習等において児童・生徒に向けた飲酒運転根絶に関する指導教育を行いました。また、交通安全教育実施機関での年齢に応じた交通安全教育や、警察本部による運転免許取得時講習等を通じて、飲酒運転防止教育を実施しました。

②令和4年度以降の取組方向

将来にわたって飲酒運転の根絶をめざすためには、幼少期から発達段階に応じ、飲酒が身体に及ぼす影響や飲酒運転の悪質性・危険性について正しい知識の習得が行われるよう、継続して働きかけを行っていきます。

(3) 飲酒運転の再発防止のための措置

①令和3年度の主な取組

県に設置している「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」（以下「相談窓口」）では、72件の相談を受理し、専門の相談員が飲酒運転違反者や家族等からの相談に対して適切な助言指導を行うとともに、アルコール依存症に関する受診義務の履行を促進しました。また、警察本部による、運転免許取消処分者講習等による飲酒運転再発防止のための運転者教育や講習指導員に対する研修により、飲酒運転防止教育の徹底を図りました。

②令和4年度以降の取組方向

飲酒運転の再発防止には、飲酒運転違反者本人が「二度としない」といった強い自覚を持つことと、家族や周囲の者の協力により、飲酒運転を未然に防止する環境を整えていくことが必要です。このため、相談窓口においては、家族や周囲の者の協力を得ながら、受診義務の履行を促すほか、飲酒運転防止意識の醸成・定着に向け、適切な助言指導に取り組んでいきます。

また、講習実施機関の指導員に対し、適切な講習・指導が行われるよう働きかけを行っていきます。

(4) 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策

①令和3年度の主な取組

飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務については、さらなる受診率の向上を図るため、受診通知後 60 日を過ぎても報告がない者に行う勧告に加えて、勧告の後 40 日を過ぎても報告のない者に対する再勧告を、令和3年度から開始しました。その結果、最終受診率が「55.4%」（対前年度比+4.2ポイント）となり、令和3年度の目標値「46%以上」及び最終目標値「50%以上」を達成することができました。

さらに、専門的な検査を行う医療機関を 33 機関指定するなど、受診しやすい環境づくりにも努めました。

②令和4年度以降の取組方向

県が令和元年に実施した「指定医療機関で受診した飲酒運転違反者の状況調査」の結果によると、飲酒運転違反者の67%にアルコール依存症またはその疑いがあることから、早期受診を促し、治療につなげることでアルコール依存症等からの回復を図ることが、飲酒運転の再発防止効果が高いと考えられます。早期発見のため、アルコール依存症の正しい知識の普及を図るとともに、家族や周囲の者が適切に対応できるよう、対応方法や各種相談窓口の周知を行います。

引き続き、相談窓口において受診義務の履行を引き続き促すほか、保健所等においてアルコール依存症に関する相談を受理した場合には、アルコール専門医療機関と連携して支援を行い早期治療につなげていくとともに、令和3年度から取組を開始した、飲酒運転違反者に対する再勧告を行うことで、受診率のさらなる向上に努め、早期発見・早期治療につなげていきます。

また、指定医療機関の拡大を図るとともに、関係機関・団体と連携し、アルコール健康障害やアルコール関連問題の知識の普及・啓発と、理解の促進に努めていきます。

(参考)「第3次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」の目標

基本目標 飲酒運転人身事故件数（年間）					
年	R 3年	R 4年	R 5年	R 6年	R 7年
目標値	27件以下	25件以下	23件以下	21件以下	18件以下
実績値	28件				
達成状況	0.96				
【設定の考え方】飲酒運転による人身事故が0(ゼロ)になることをめざして、毎年2件以上の減少をめざします。					

活動目標 (1) ハンドルキーパー推進店等の指定等					
年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
目標値	700店(事業所)	700店	700店	700店	700店
実績値	979店(事業所)				
達成状況	1.00				
【設定の考え方】広く社会全体でハンドルキーパー運動を浸透させるため、新たなハンドルキーパー推進店等として、年間700店以上の指定をめざします。					

活動目標 (2) 企業等における社内教育の実施					
年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
目標値	1,500回	1,500回	1,500回	1,500回	1,500回
実績値	1,500回以上				
達成状況	1.00				
【設定の考え方】企業等の社内教育の実施について、毎年度1,500回以上の実施をめざします。 ※第3次基本計画からの新規目標					

活動目標 (3) 各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率					
年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
目標値	100%	100%	100%	100%	100%
実績値	100%				
達成状況	1.00				
【設定の考え方】受講者に応じた飲酒運転防止内容を取り入れ、毎年度100パーセント実施をめざします。					

活動目標 (4) 飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率（教科または特別活動等）					
年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
目標値	100%	100%	100%	100%	100%
実績値	100%				
達成状況	1.00				
【設定の考え方】小学校、中学校、高等学校において、発達段階に応じた飲酒運転防止に関する教育の毎年度100パーセント実施をめざします。					

活動目標 (5) 飲酒運転違反者の受診率					
年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
目標値	46%以上	47%以上	48%以上	49%以上	50%以上
実績値	55.4%				
達成状況	1.00				
【設定の考え方】飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診率、50パーセント以上をめざします。					

12 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

1 趣旨

令和3年度において、環境生活部が所管する公の施設のうち、指定管理者に管理を行わせた施設は次の7施設です。

これらの施設について、「指定管理者制度に関する取扱要綱」に基づき、令和3年度の管理状況を報告します。

また、令和3年度をもって指定期間が終了した「みえ県民交流センター」については、同要綱に基づき、指定期間全体の管理の実績に関する評価結果（全期間評価）をあわせて報告します。

2 施設の概要及び報告内容

施設の名称	所在地	指定管理者	指定の期間	報告内容
(1) ・三重県総合文化センター(三重県立図書館を含む) ・三重県総合博物館 ・三重県立美術館	・津市一身田上津部田 1234番地 ・津市一身田上津部田 3060番地 ・津市大谷町 11番地	公益財団法人三重県文化振興事業団	令和2年4月1日～令和7年3月31日 (5年間)【5期目】 〔県立図書館、総合博物館、県立美術館については一部業務〕	・令和3年度管理状況報告
(2) 三重県環境学習情報センター	四日市市桜町 3684-11	アクティオ株式会社	令和3年4月1日～令和8年3月31日 (5年間)【4期目】	・令和3年度管理状況報告
(3) みえ県民交流センター	津市羽所町 700番地 アスト津3階	特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター	平成 29 年4月1日～令和4年3月31日 (5年間)【3期目】	・令和3年度管理状況報告 ・全期間評価
(4) 三重県交通安全研修センター	津市垂水 2566番地	一般財団法人三重県交通安全協会	令和3年4月1日～令和8年3月31日 (5年間)【6期目】	・令和3年度管理状況報告

※報告内容の詳細は次ページ以降を参照

(1) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和3年度分）

<県の評価等>

施設所管部名：環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県総合文化センター（三重県立図書館を含む） （津市一身田上津部田 1234 番地） 三重県総合博物館（津市一身田上津部田 3060 番地） 三重県立美術館（津市大谷町 11 番地）
指定管理者の名称等	公益財団法人三重県文化振興事業団 理事長 雲井 敬 （津市一身田上津部田 1234 番地）
指定の期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化交流ゾーンに係る広報等の業務 2 三重県総合文化センターの管理運営及び施設貸出サービス 3 文化会館が提供する各種サービス （音楽・演劇等公演の提供、文化芸術に関する人材育成研修等） 4 生涯学習センターが提供する各種サービス （生涯学習社会づくりに資する情報提供、講座・研修、視聴覚教材・機材の貸出等） 5 男女共同参画センターが提供する各種サービス （男女共同参画社会づくりに資する情報提供、研修、相談、調査研究等） 6 三重県総合文化センターPR事業等 7 三重県立図書館の施設及び設備の維持管理等に関する業務 8 三重県総合博物館の施設及び設備の維持管理等に関する業務 9 三重県立美術館の施設及び設備の維持管理等に関する業務 10 三重県立美術館の施設貸出サービス

2 施設設置者としての県の評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R2	R3	R2	R3	
1 管理業務の実施状況	A	A			サービスや経営効率の向上、組織力の強化、利用者視点からの施設づくりに努めており、総合文化センター事業の着実な実施や施設・設備の的確な維持管理を行っている。 前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けることとなったが、自ら作成した「消毒マニュアル」による徹底した施設・設備の消毒作業の実施など、安全・安心な施設の運営に努めている。
2 施設の利用状況	B	B			新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業の中止・延期や県工事による貸出制限の影響から総合文化センター貸施設利用率は 57.7%（目標 80.0%）、来館者数は 279,950 人（目標 739,000 人）、県立美術館貸施設（県民ギャラリー）利用率は 45.6%（目標 70.0%）と目標を下回った。 一方で、貸館利用者に向けた新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインの整備、光高速通信サービスの開始、クラウド型貸館予約システムの導入等、利用者のニーズを把握した対応に努めたことから、令和2年度よりも増加に転じた。

3 成果目標及びその実績	B	B		<p>新型コロナウイルス感染症拡大による来館者数の減少、イベント自粛などの影響を受けたが、総合文化センター来館者満足度は、96.3%（目標 90.0%）、総合文化センター貸施設利用者満足度は91.1%（目標 83.0%）となるなど、成果目標は6項目の達成となった。</p> <p>また、少人数でコンサートや演劇を楽しめるオンステージシリーズを昨年度に引き続き開催するなど、コロナ禍においても積極的に文化に触れる機会の提供に取り組んだ。</p>
--------------	---	---	--	---

※「評価の項目」の県の評価：
 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<p>(1) 成果目標に対する達成度 サービスの向上を図りながら、センターの各施設の特色を十分に生かした各種事業について、県民ニーズをふまえつつ展開した。新型コロナウイルス感染症拡大による来館者数の減少、イベント自粛などの影響を受け、成果目標12項目のうち6項目での目標達成となったが、来館者・施設利用者や事業参加者の満足度や、男女共同参画センター主催事業参加者数については、高い水準で目標を達成している。 ※図書館の事業部門は指定管理業務に含まれないため、来館者数の目標数値は図書館の来館者数を除く。</p> <p>(2) 残されている課題 事業団の運営・事業企画に関するノウハウの蓄積、専門知識をもつ人材の確保・育成、地域や関係機関・団体とのネットワークの充実が今後も重要となってくることから、引き続き取り組んでいく必要がある。</p> <p>(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中でも、来館者の安心安全を確保しながら、利用者のニーズをふまえた取組を実施することで来館者・施設利用者や事業参加者の満足度の維持向上などに向けて取り組む必要がある。</p> <p>(4) その他 (県民ニーズの把握等) ・きめ細かな利用者サービスにより、利用者満足度は令和2年度に引き続き、高い水準を維持している。また、ISO9001 品質管理システムを導入しており、施設利用者や事業参加者、県民へのアンケート等によりニーズを把握し、サービス改善を図っている。 (県民サービス向上等) ・電子マネーの取扱いの継続運用、施設の修繕など、来館者サービスの強化を図っている。 ・新型コロナウイルス感染症拡大を機に立ち上げたオンステージシリーズなど、厳しい状況においても工夫しながら事業を実施し、県民が文化に触れる機会の提供に努めている。 ・また、貸館利用者向けガイドラインの公開、光高速通信サービスの開始、クラウド型貸館予約システムの導入など、安全・安心な施設の利用の確保やサービス向上に取り組んでいる。 (施設の適正な維持管理の実施) ・来館者数や利用者満足度の向上につながるサービスの提供や、経営効率の向上につながる取組を行っている。 ・計画的な修繕を行って良好な維持管理に努めるとともに、空調に関わる電気・ガスの日々の使用量の点検及び運転方法見直しなど省エネルギー対策にも継続して取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、三重県総合文化センター等の管理者として、新型コロナウイルス感染症が拡大する中において、適切な実績を残していると評価できる。 引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況への対応を含め、多様化する利用者ニーズを的確に把握して具体的事業に結びつけ、県の文化芸術・生涯学習・男女共同参画の拠点施設として適切な施設運営を進められることを期待する。</p>
--------	--

<指定管理者の評価・報告書(令和3年度分)>

指定管理者の名称:公益財団法人三重県文化振興事業団

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

①文化交流ゾーンに係る広報等の業務

- ・ 年4回発行している情報誌Mニュースに「Znews(ゾーンニュース)」として、総合博物館、県立美術館、県立図書館の情報を掲載した。
- ・ 総合博物館、県立美術館、県立図書館との連携事業を5回予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により4回の実施となった。

② 三重県総合文化センター事業や三重県立美術館の施設貸出サービスに関する業務

施設貸出サービス、文化会館事業、生涯学習センター事業、男女共同参画センター事業等を実施した。依然として新型コロナウイルス感染症拡大の影響が続いているものの、全館利用率や全館利用者数は前年と比べ回復した。

- ・ 施設貸出サービス事業(総合文化センター)では、電子マネーの継続運用(平成30年9月から運用開始)、光高速通信サービスの開始、クラウド型貸館予約システムの導入等、利便性の向上を図った。また、利用者の安全を確保するため、防災避難訓練等を実施した。さらに、新型コロナウイルス感染症への対策として、材質や仕様に適合した消毒方法を定めた「消毒マニュアル」を定めての徹底した消毒や、施設利用時における感染防止対策である「貸館主催者向けガイドライン」を定め随時更新して公開するなど、安全・安心な施設の利用の確保に努めた。
- ・ 文化会館事業では、58事業を予定していたところ、新型コロナウイルス感染症の影響により7事業が中止・延期となったが、期中に1事業を追加し、52事業を実施した。主なものとしては、「ロシア国立モスクワ・クラシック・バレエ『くるみ割り人形』」、「久石讓指揮 新日本フィルハーモニー交響楽団」等の芸術性の高い公演、人気シリーズの「ワンコインコンサート」(9回実施)、介護をテーマとした「老いと演劇事業」では先進事例となるような社会包摂の事業を実施するとともに、青年団監修「戯曲アカデミア」等により、本県の将来の文化を担う人材を育成した。
- ・ 生涯学習センター事業についても、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった事業があるものの、感染症対策を行いながら、県内高等教育機関やミュージアムと連携した「みえアカデミックセミナー」(オープニングは悪天候により講師が来館できず中止、公開セミナー15回)や「みえミュージアムセミナー」(5回、移動講座2回)などの講演・講座等を開催するとともに、各種学習相談への対応、生涯学習関係団体の連携・交流の促進、次世代育成を目的とした「文化体験パートナーシップ活動推進事業」(54校で実施)等に取り組んだ。
- ・ 男女共同参画センター事業においても、フレンテークの申込の減少など、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けたが、オンラインを活用するなど、参加しやすい環境を整えることで、年間事業参加者数は昨年度の1.5倍以上となった。地域での出前講座「フレンテーク」(77回)を実施するとともに、男性の意識改革や女性のエンパワーメントを目的とした研修学習事業や男女共同参画を推進する基盤をつくるための人財を見つけ、育成する事業「種まきプロジェクト」を実施した。
- ・ 県立美術館の県民ギャラリーについては、20件の利用があり、コロナ禍でも安心して利用いただけるよう丁寧な説明を心掛けた。
- ・ その他、社会見学(19回実施)や「そうぶんの竹あかり」等のPR事業、レストラン事業、売店事業等の来館者サービス事業を実施した。

③ 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・ 三重県総合文化センターは、開館から27年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから計画的な修繕を行い、利用者の安全・安心の確保を第一に施設及び設備の維持管理に努めた。総合博物館、県立美術館、県立図書館の施設についても、適切な維持管理を行った。
- ・ 照明器具のLED化及び照明・空調の管理徹底、空調に関わる電気・ガスの日々の使用量の点検及び運転方法見直し等の省エネルギー対策を引き続き実施した。

④ 県施策への配慮に関する業務

- ・ バリアフリー化、雇用の機会均等、人権の配慮等の6項目からなる人権尊重基本方針や男女が性別にかかわらず個性や能力を発揮できる社会をめざす男女共同参画基本方針等を策定しており、これらの方針等に基づき、利用しやすく快適な施設づくりや主催事業における大ホールの車いす席の優先チケット販売、要約筆記や手話付き事業、職員の育児休暇の取得推進等を実施した。

⑤ 情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・ 県に準じた情報公開実施要綱を平成 12 年度に制定しており、これに基づき、開示請求 5 件に適切に対応した。
- ・ 管理運営にあたって個人の権利や利益を侵害することがないように、平成 17 年度に策定した個人情報保護方針により個人情報を適切に取り扱った。

(2) 施設の利用状況

	令和2年度実績	令和3年度実績	対前年度比
全館利用率	49.6%	57.7%	8.1%
全館利用者数	160,392 人	279,950 人	119,558 人
文化会館利用率	50.7%	52.4%	1.7%
文化会館利用者数	102,320 人	207,384 人	105,064 人
生涯学習センター利用率	54.3%	68.0%	13.7%
生涯学習センター利用者数	23,166 人	28,690 人	5,524 人
男女共同参画センター利用率	45.6%	57.6%	12.0%
男女共同参画センター利用者数	34,906 人	43,876 人	8,970 人
三重県立美術館県民ギャラリー 利用率	18.9%	45.6%	26.7%
三重県立美術館県民ギャラリー 利用者数	5,954 人	7,933 人	1,979 人

2 利用料金の収入の実績

(単位：円)

	令和2年度実績	令和3年度実績	対前年度比
貸出施設収入額	68,905,804	116,467,463	47,561,659
サービス料収入額	1,142,218	2,402,344	1,260,126
全施設収入額合計	70,048,022	118,869,807	48,821,785

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位：円)

	収入の部		支出の部		
	R2	R3		R2	R3
指定管理料	1,158,666,000	1,185,064,000	事業費	99,444,250	149,074,594
利用料金収入	70,048,022	118,869,807	管理費	1,141,411,165	1,211,287,285
その他の収入	66,774,826	112,356,228	その他の支出	0	0
合計 (a)	1,295,488,848	1,416,290,035	合計 (b)	1,240,855,415	1,360,361,879
収支差額 (a)-(b)	54,633,433	55,928,156			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	-
---------	---

4 成果目標とその実績

成果目標項目		目標値	実績値	成果目標項目	目標値	実績値
各施設の 利用者率		以下の基準 値から5年間 で1ポイント増	※5年間の 目標のため、 令和3年度は参 考値			
	文化会館	62.7%	70.1%			
	生涯学習 センター	18.9%	27.9%			
	男女共同 参画セン ター	19.1%	30.8%			
	県立図書 館	37.2%	49.8%			
	総合博物 館	42.6%	55.0%			
	県立美術 館	40.9%	49.1%			
総合博物館・県立美術 館・県立図書館との事 業連携数		5回	4回			
総合文化センター来館 者数(図書館来館者を 除く。)		739,000人	279,950人	総合文化センター来館者満足 度(4段階評価で3以上)	90.0%	96.3%
総合文化センター貸施 設利用率		80.0%	57.7%	総合文化センター貸施設利用 者満足度(4段階評価の4)	83.0%	91.1%
文化会館公演事業入 場率		80.0%	66.0%	文化会館 事業参加者満足度 (5段階評価で4以上)	95.0%	96.3%
生涯学習センター事業 参加者数		18,200人	12,993人	生涯学習センター 事業参加者満足度 (4段階評価の4)	77.0%	78.2%
男女共同参画センター 主催事業参加者数		12,400人	13,007人	男女共同参画センター事業満 足度(4段階評価の4)	81.0%	81.5%
県立美術館貸施設(県 民ギャラリー)利用率		70.0%	45.6%			
今後の取組方針		<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により12項目中6項目の目標達成となった。今後も引き続き、魅力ある事業展開、サービスの向上に努めていく。 ・公益性と収益性のバランスのとれた経営に努めていく。 				

5 管理業務に関する自己評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R2	R3	
1 管理業務の実施状況	A	A	第5期目の指定管理の2年目にあたり、管理運営の基本方針に基づき、管理業務、事業展開を行い、サービスの向上、経営効率の向上、組織力の強化、利用者視点からの施設づくりに努めた。 また、新型コロナウイルス感染症への対応として、消毒マニュアルに基づき、施設・設備使用後は徹底した消毒作業を実施するなど、安全安心な施設運営に努めた。県立図書館、総合博物館、県立美術館の施設及び設備の維持管理についても適切に実施した。
2 施設の利用状況	B	B	従来からのきめ細かなサービスに加え、トイレの洋式化工事を行うなど、利便性の向上に努めたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うイベント自粛（キャンセル・延期）や県工事に伴う貸出制限期間等の影響を受け、総合文化センター貸施設利用率57.7%（目標 80.0%）、県立図書館を除く総合文化センター来館者数279,950人（目標739,000人）、県立美術館貸施設（県民ギャラリー）利用率45.6%（目標70.0%）となり、目標値まで届かなかった。 施設利用者に対しては、施設利用時における感染防止対策の実施について、「貸館主催者向けガイドライン」を都度改定しホームページ上で公開するなど、情報提供と安全・安心な施設の利用の確保に努めた。
3 成果目標及びその実績	B	B	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、成果目標12項目中6項目で目標が未達成となったが、各事業等の満足度や男女共同参画センター主催事業参加者数については、高い水準となり、目標を達成した。

- ※評価の項目「1」の評価:
- 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 - 「B」→ 業務計画を順調に実施している。
 - 「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
 - 「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。
- ※評価の項目「2」、「3」の評価:
- 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 - 「B」→ 当初の目標を達成している。
 - 「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
 - 「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<p>(1) 成果目標に対する達成度 第5期の指定管理の2年目にあたり、管理運営の基本方針に基づき、管理業務、事業展開を行った。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、成果目標12項目中6項目の目標達成となったが、実施した事業の満足度や、男女共同参画センター主催事業参加者数は、目標を達成した。</p> <p>(2) 残されている課題 事業団の運営・事業企画に関するノウハウの蓄積、専門知識をもつ人材の確保・育成、地域や関係機関・団体とのさらなるネットワークの構築について、これまで継続的な課題として取り組んできたところであり、今後も推進していく。</p> <p>(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が続いていることから、困難な部分もあるが、指定管理者として、引き続き成果目標の達成に向けて努めていく。</p> <p>(4) その他 (県民ニーズの把握等) ・IS09001 品質マネジメントシステムに基づく来館者アンケートの分析や職員の提案等により、高水準な利用者サービスに努めた。また、公演や講座等の事業参加者や貸出施設の利用者に対しても同様にアンケート調査・分析を行い、事業運営や企画に利用者の意見を反映させるように努めた。</p>
--------	--

	<p>(県民サービス向上等)</p> <ul style="list-style-type: none">・コロナ禍を機に立ち上げた、少人数で贅沢空間での公演を楽しむ「オンステージシリーズ」を引き続き開催し、好評を得た。・電子マネーの取扱いの継続運用や、トイレの洋式化工事など利用者の利便性向上に努めた。・利用者満足度は高い数値を維持しており、お客様・来館者からの高い支持を得ることができた。 <p>(施設の適正な維持管理の実施)</p> <ul style="list-style-type: none">・サービスの向上、経営効率の向上、組織力の強化、県民と歩む施設づくりに努めた。・東日本大震災以降、取組を強化している危機管理対策では、図書館等を含めた総合文化センター全体の避難訓練を実施し、大地震発生時の対応能力強化に努めた。・県立図書館、総合博物館、県立美術館の施設及び設備の維持管理についても適切に実施した。・新型コロナウイルス感染症への対策として、消毒マニュアルの作成、貸館利用者向けガイドラインをホームページ上で公開するなど適切な感染症予防対策を講じた。
--	--

(2) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和3年度分）

＜県の評価等＞

施設所管部名：環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県環境学習情報センター (四日市市桜町 3684-11)
指定管理者の名称等	アクティオ株式会社 代表取締役社長 淡野 文孝 (東京都目黒区東山 1丁目5番地4号 KDX 中目黒ビル 6階)
指定の期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 環境の保全に関する普及啓発を行うこと 2 環境の保全に関する研修会、講習会等を行うこと 3 環境に関する情報の収集及び提供を行うこと 4 環境の保全に関する活動の促進及び交流等を図ること 5 その他（施設等の維持管理及び修繕に関すること等）

2 施設設置者としての県の評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R2	R3	R2	R3	
1 管理業務の実施状況	A	A			県民に開かれた環境教育・環境学習、情報受発信の拠点として各種講座、情報提供、展示等を充実させ、子どもから大人まで幅広く利用できる拠点施設としての役割を果たしている。新型コロナウイルス感染症対策のため、設備の消毒の徹底や換気等の対策を行いながら、施設・設備の的確な維持管理を行っている。
2 施設の利用状況	B	B			新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の休館や大規模イベントの中止等を行い、環境教育参加者数は15,522人（目標：32,000人）と目標を下回った。一方で、年度初めに小中学校や旅行会社へ「環境学習プログラムガイド」を送付するなど、施設見学や環境学習講座の利用促進のための啓発活動を行い、小中学生の社会見学の受け入れ数は51校6,491人（目標：35校以上）と目標を上回った。
3 成果目標及びその実績	B	B			新型コロナウイルス感染症の影響により、環境教育参加者数は成果目標を達成できなかったが、施設や環境学習講座の利用促進や業務のさらなる改善、利用者の満足度の向上に努めた結果、「児童・生徒を対象とした環境教育参加者数」等成果目標のうち達成すべき成果目標5項目中2項目については達成し、1項目は順調に進捗している。しかしながら、支出が収入を上回っていることから、今後は経営の効率化に取り組む必要がある。

※「評価の項目」の県の評価:

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

<p>総括的な評価</p>	<p>(1) 成果目標に対する達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響で大規模イベントの中止や出前講座のキャンセルが多く発生し、成果目標のうち3項目で未達成となったものの、「児童・生徒を対象とした環境教育参加者数」や「講座を通じて自発的に環境活動に取り組む意向を示した講座参加者の割合」は目標を達成することができた。また、「環境活動を協働した環境団体数」も順調に増加している。 <p>(2) 残されている課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策としてオンラインでの講座の拡充等の取組と合わせ、カーボンニュートラル等環境に関する新たな情報を取り入れるなど、展示や情報の更新が必要である。 ・指定管理料の減少により支出が収入を上回ったことから、経営状況の改善が必要である。 <p>(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策を確実に実行し、施設利用者の安心安全を確保しながら、利用者のニーズをふまえた取組を実施することで、施設利用者の満足度の維持向上に向けて取り組んでいく必要がある。 <p>(4) その他</p> <p>①県民ニーズの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座の参加者等に対し、アンケート調査を行い、県民のニーズを把握し、サービス改善を図っており、アンケートの結果、講座を通じて自発的に環境活動に取り組む意向を示した講座参加者の割合は 99.2%と高い水準を示している。 <p>②県民のサービス向上の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、イベントの開催・出展、社会見学の受入れ、県内各地での主催講座や出前講座の開催、情報発信、施設や図書等の維持管理が適切に行われている。 ・ホームページのリニューアルやオンラインで主催講座に申し込めるよう対応するなど、工夫が行われている。 ・環境情報の収集・発信については、得られた情報を講座に組み入れて提供するとともに、講座やイベントの開催等について、情報誌「環境学習みえ」やホームページ、メールマガジン、SNS等により積極的に発信している。 <p>③施設の適正な維持管理の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月センターから提出される管理運営報告を確認するとともに、指定管理業務について年2回モニタリングを実施し、概ね適正に処理されていることを確認した。 <p>以上のことから、三重県環境学習情報センターの管理者として、コロナ禍において適切な実績を残していると評価できる。今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応を含め、県内環境団体とのネットワークや環境学習推進員が持つノウハウを生かし、環境学習・環境教育の一層の充実と適切な施設運営を進められることを期待する。</p>
---------------	--

＜指定管理者の評価・報告書(令和3年度分)＞

指定管理者の名称：アクティオ株式会社

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

① 三重県環境学習情報センターの管理事業の実施に関する業務

- ・三重県環境学習情報センターの管理事業の実施にあたっては、基本協定書及び年度協定書の管理業務（業務計画書）に基づき、環境教育の普及・啓発と県民サービスの向上に努めた。
 - ・新型コロナウイルス感染症対策のため、玄関ホールに入館者の手指消毒用アルコールの設置、受付窓口の飛沫感染防止シートの設置、講座時はマスク着用、部屋の換気、間隔を空けての着席、必要に応じて透明アクリル板の設置、次亜塩素酸ナトリウムでのふき取りなどを行った。
- a. 展示施設管理
- ・展示室の維持管理、研修室等の貸室業務、図書の管理業務を実施した。なお、社会見学などでの利用があった後は、次亜塩素酸ナトリウムで接触部位のふき取りを行った。
 - ・貸室利用は18件で、他に7件の貸室申し込みあったが、新型コロナウイルス感染症の影響によりキャンセルとなった。
- b. 環境講座
- ・小中学校に向けて、年度当初から施設の利用案内を行っており、学校の来館による施設見学と環境講座は51校、6,491人（前年度比28%増）が受講した。なお、緊急事態宣言終了後の10月～12月中旬に希望が集中したため、断らざるを得ない場合も多数あった。
 - ・主催講座については、新型コロナウイルス感染症対策のため、募集人数を減らし、マスク着用、間隔を空けて着席、または間にアクリル板を設置、窓を開けて換気するなどの対策をして実施した。
 - ・主な主催講座としては「環境基礎講座（全5回、109人）」「ESD実践講座」などを開催した。また、その他のセンター主催講座は24回開催し、377人（前年度比57%増）が受講した。各講座の開催にあたっては、県内各地の施設や団体との協働にも努めた。
 - ・県内各地へ出張して実施する出前講座は、新型コロナウイルス感染症の影響により依頼（予約）のキャンセルもあったが、104回開催し、4,869人（前年度比29%増）が受講した。
 - ・環境学習地域リーダー養成講座は主催講座で36回、出前講座で6回開催し、延べ751人（前年度比27%減）が受講、その内「環境学習地域リーダー」として6人が実践を行った。
- c. 環境イベント
- ・四日市市の近隣3施設との協働事業「ワクワクふれあいまつり」と、その中での「春のキッズエコフェア」及び、「秋のキッズエコフェア」の開催を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。
 - ・8月に予定していた「夏のエコフェア」は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。代わりに、展示ホールでの環境パネル展を実施するとともに事前申込制の子ども向け環境講座を実施した。
 - ・12月に四日市大学と共催で「冬のエコフェア2021」をオンラインで開催し、3校6団体、43人（前年度比34%減）が参加した。
- d. 情報発信
- ・情報紙「環境学習みえ」を年4回の発行と毎月10日発信のメールマガジンに加え、ホームページやFacebook等を運用し、適時、情報発信に努めた。
- e. 公募事業
- ・「地球温暖化防止啓発ポスターコンクール」を実施した（中学生の部1,390作品、小学生の部310作品）。優秀作16作品（小学生の部8作品、中学生の部8作品）を表彰し、三重県総合博物館、三重県上野森林公園、三重県立熊野古道センター及び三重県環境学習情報センターで展示を行い、地球温暖化防止について考える機会を提供した。
- f. こどもエコクラブ三重県事務局事業
- ・県内の「こどもエコクラブ」の登録会員数は、年間で58クラブ、12,127人（前年度比23%増）となった。
 - ・各市町担当者への研修会として、5月に「こどもエコクラブ市町担当者研修会」をオンラインで実施し、こどもエコクラブ全国事務局からこどもエコクラブの役割や全国のこどもエコクラブの取組内容などを講演いただいた。
 - ・各クラブの活動の様子など1年間の活動をまとめた「令和2年度こどもエコクラブ活動報告集」を作成し、各クラブ等に配布した。

・ 県内のこどもエコクラブの交流を図るための「三重県こどもエコクラブ県内交流会 2021」は、新型コロナウイルス感染症対策のため、各クラブがエコマークを探し、それを写真等で報告したものを「こどもエコクラブ活動報告集」に掲載する紙上交流会とした。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

・ 館内施設について、毎日の巡回点検を励行し、安全管理と設備の維持管理に努めた。

③ 県施策への配慮に関する業務

a. 人権尊重社会の実現への取組

・ 聴覚や視覚の不自由な方が来館されたときに、受付で筆談の案内や補助犬同伴による利用の案内を実施している。

b. 男女共同参画社会実現への取組

・ 三重県男女共同参画センターの事業「フレンテまつり」がオンラインによる実施形態となったため、貝がらでストラップを作る講座の動画配信を行い、啓発活動に協力した。

c. 持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動への取組

・ 「食品ロス」をテーマとした講座開催を通じて実践・啓発に努めている。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

・ 「三重県環境学習情報センターの管理に関する情報公開実施要領」に基づき適正に対処した。令和3年度においての情報開示請求はなかった。

・ 個人情報保護については「三重県個人情報保護条例」を遵守するとともに、「三重県環境学習情報センターの管理に関する基本協定書」第12条に基づく「個人情報保護に関する事項」に従い適正な管理を励行し、アクティオ社内においても「施設個人情報安全対策」に基づき、個人情報保護教育を行った。

⑤ その他の業務

特になし

(2) 施設の利用状況

環境学習情報センターの利用者数

	目標	実績	達成率
令和3年度環境教育参加者数	32,000人	15,522人	48.5%
令和2年度環境教育参加者数	34,000人	13,570人	40.4%
対前年比	94.1%	112.9%	
利用者内訳			
	回数	人数	
主催講座 (環境学習地域リーダー養成数6人を含む)	65回	1,074人	
出前講座	目標：80回以上 実績：104回	4,869人	
学校社会見学	目標：35校以上 実績：51校	6,491人	
一般団体見学	目標：35回以上 実績：46回	97人	
フリー来館	-	1,216人	
交流会	6回	32人	
行事等	1回	43人	
ポスターコンクール	-	1,700人	
合計	325回	15,522人	

2 利用料金の収入の実績

・貸室利用は 18 件で、うち減免対象に該当し無料で使用許可したものは 15 件、有料での使用は 3 件、28,300 円。この他、新型コロナウイルス感染症の影響によりキャンセルとなった貸室申込は 7 件。

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	R2	R3		R2	R3
指定管理料	40,761,202	32,121,553	事業費	30,459,318	28,765,058
利用料金収入	0	28,300	管理費	5,558,732	4,065,362
その他の収入	228,546	158,746	その他の支出	0	0
合計 (a)	40,989,748	32,308,599	合計 (b)	36,018,050	32,830,420
収支差額 (a)-(b)	4,971,698	△521,821			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	55,600 円
---------	----------

4 成果目標とその実績

1 達成すべき成果目標			
項 目	目標値	実績	達成率
①環境教育参加者数	32,000 人	15,522 人	48.5%
②児童・生徒を対象とした環境教育参加者数※1	10,000 人	12,056 人	120.6%
③環境学習地域リーダー養成を目的とした講座受講者数※1	1,500 人	751 人	50.1%
④環境活動を協働した環境団体数※2	最終年度までに 25 団体以上	20 団体	80.0%
⑤講座を通じて自発的に環境活動に取り組む意向を示した講座参加者の割合	95%以上	99.2%	104.4%
※1. ②③は①の内数			
※2. ④の達成率は最終年度までの目標に対する達成率			
2 独自で定めた成果目標			
項 目	目標値	実績	達成率
「センター通信」等の情報発信数 (ブログ発信数)	263 回	340 回	129.3%
今後の取組方針	環境教育参加者数は令和2年度より増加した(12.9%)。新型コロナウイルス感染症の影響により、春・夏・秋の大規模イベントが開催できず目標値を達成できなかったものの、社会見学の受入数等は令和2年度より増加した(25.8%)。 引き続き、利用者の増や自発的に環境活動に取り組む意識の向上に向けて、事業内容のさらなる充実、さまざまな主体との連携に努めていく。また、公益性と収益性のバランスのとれた経営に努めていく。		

5 管理業務に関する自己評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R2	R3	
1 管理業務の実施状況	A	A	第4期の1年目として業務計画書や基本協定書に基づき、感染症対策を行いながら管理業務や事業展開を行い、目標の達成に努めた。同時に従来業務の見直しや運用ルールの見直しなど、業務内容のさらなる改善と利用者満足度の向上にも努めた。
2 施設の利用状況	B	B	新型コロナウイルス感染症影響により主催講座への参加人数が、1,074人と前年度より289人減となった。年度初めに、「環境学習プログラムガイド」を各市町教育委員会を通じて小・中学校や旅行会社に送付し、社会見学や修学旅行、四日市市少年自然の家での自然教室の際に当センターを活用することを提案した結果、小・中学校の利用が増加した。
3 成果目標及びその実績	B	B	新型コロナウイルス感染症対策のため、一定期間展示ホールの利用の中止やイベントの中止、出前講座のキャンセル、開催できなかった主催講座もあり、成果目標の達成に至らない目標もあったが「夏のエコフェア」の代わりに、子ども向け環境講座と、展示ホールでの環境パネル展を実施した。そのほか、一部の主催講座で配信型のオンライン講座を開催し、新型コロナウイルス感染症の心配なく講座に参加できるようにする試みも実施した。 しかし、支出が収入を上回っており、さらなる改善が必要である。

- ※評価の項目「1」の評価:
- 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 業務計画を順調に実施している。
「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。
- ※評価の項目「2」「3」の評価:
- 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 当初の目標を達成している。
「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<p>(1) 成果目標に対する達成度 第4期指定管理の1年目にあたり、管理運営の方針に基づき、管理業務、事業展開を行った。新型コロナウイルス感染症の影響により、ほとんどの大規模イベントが中止となり、出前講座もキャンセルが相次いだ。 また、センターの主催講座も募集人数を減らすなどしたため、成果目標の5項目中2項目の目標達成となったものの、社会見学の受入数が増えたことにより、「児童・生徒を対象とした環境教育参加者数」等は目標を達成した。また、「環境活動を協働した環境団体数も順調に増加している。</p> <p>(2) 残されている課題 これまで継続的な課題として、センター利用者の満足度の向上や、さまざまな主体との連携・協働体制の充実に努めてきたところであり、今後も推進していく。また、指定管理料の減少により支出が収入を上回ったことから、経営状況の改善が必要である。</p> <p>(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 新型コロナウイルス感染症の影響により困難な部分もあるが、指定管理者として、引き続き成果目標の達成に向けて努めていく。 また、県の方針をふまえた環境学習の進め方について、検討を進めていく。</p> <p>(4) その他 ① 県民ニーズの把握 ・講座の参加者や施設の利用者に対してアンケート調査を行い、事業運営や講座に利用者の意見を反映させるように努めた。講座アンケートでは高い満足度の評価をいただいている。</p>
--------	---

	<p>②県民サービス向上</p> <ul style="list-style-type: none">・北勢、中勢、伊賀、紀北の4地域で地球温暖化防止啓発ポスターコンクール入賞作品の展示を行い、県下各地の方々に見ていただけるよう配慮した。・ホームページをリニューアルし、より見やすく分かりやすいものに変更した。その際、主催講座の「申込フォーム」をつくったところ、申込者の約50%にご利用いただけた。・講座に関するアンケートでは常に高い満足度の評価をいただいている。 <p>③施設の適正な維持管理の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・快適で安全、安心な利用環境の提供、施設の適正な維持管理に努めた。・新型コロナウイルス感染症対策として、講座の人数を減らしたり、自宅などでも講座に参加できるよりオンラインでの講座の配信を行ったりするなど、適切な感染予防対策を講じた。
--	--

(3) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和3年度分）

< 県の評価等 >

施設所管部名：環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	みえ県民交流センター（津市羽所町 700 番地 アスト津 3 階）
指定管理者の名称等	特定非営利活動法人 みえNPOネットワークセンター 代表理事 松井 真理子 （四日市市萱生町 1200 四日市大学 特定非営利活動法人市民社会研究所内）
指定の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 施設等の利用に関する業務 2 市民活動促進及び国際化の推進のための業務 3 市民活動に関する情報の受発信に関する業務 4 中間支援団体等の機能向上・連携交流に関する業務 5 利用料金の収受に関する業務 6 施設の維持管理に関する業務 7 その他施設の管理運営上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R2	R3	R2	R3	
1 管理業務の実施状況	B	B			<p>県民の皆さんが市民活動について考え、取り組むきっかけづくり、SNSを活用した情報発信、県内各地の市民活動団体や中間支援組織の支援など、県域の市民活動や国際交流の場としての役割を果たしている。</p> <p>また、設備等について良好な状態で維持管理するとともに、外部委員会や利用者アンケートで意見を聴きながら、快適かつ安心して利用できる環境を提供している。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染拡大防止のためのさまざまな対策の実施と共に、来館者の感染症対策意識の醸成に努めている。</p>
2 施設の利用状況	B	B			<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響による感染防止策の徹底を図り、年間延べ 2,121 の市民団体等が利用し、センター全体の来館者数は延べ 30,449 人（目標 63,000 人）と前年度比 2,390 人増となった。</p> <p>また、ホームページのユーザーアクセス数は 25,819 件であり、コロナ禍におけるセンターの補完的機能を果たしている。</p>
3 成果目標及びその実績	B	B			<p>「センター来館者数」は新型コロナウイルス感染症の影響により、成果目標を達成することが出来なかったが、全年度の人数は上回った。</p> <p>また、「事業参加者の満足度」は、ニーズをとらえたセミナー等をオンラインの活用等により参加しやすく工夫して実施し、5年間で一番高い実績となった。</p> <p>団体独自成果目標「図書コーナーの利用の増加 NPO/NGO、国際関連の図書の貸出数」、「市民活動・NPO月間に関わる連携協力団体数」の2項目については、目標を達成している。</p>

※「評価の項目」の県の評価:

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<p>(1) 成果目標に対する達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言時にセンターの閉館や、利用制限があったことから、「センター来館者数」は、目標に達しなかった。しかし、「事業参加者の満足度」は、94.46%と目標値85%を上回り、5年間で一番高い実績となった。また「NPO/NGO、国際関連の図書の貸し出し数」は、利用しやすい図書コーナーをめざしてニーズに合った図書の充実と利便性の向上を図り、148冊と、目標の120冊を上回った。「市民活動・NPO月間に関わる連携協力団体数」については、実施事業を工夫した結果33団体と、目標の15団体を上回る参加を得ることができた。 ・利用者の声を取り入れながら、コロナ禍でも安全・安心に利用しやすい環境づくりに取り組み、利用者ニーズをふまえて会議やセミナーをオンライン開催にする等、様々な工夫を行ってきており、利用者の満足度向上につなげている。 <p>(2) 残されている課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化や人口減少等による社会課題の多様化や複雑化への対応が求められる中で、NPO等の活動の企業や県民への認知度を高め、多様な主体とつながりを持って活動できるよう、支援していく必要がある。 ・コロナ禍により、対面でのセミナー等の開催が難しいことがあるため、オンラインと対面をうまく組み合わせてセミナー等を開催し、利用者ニーズに対応していく必要がある。また、オンラインでセミナー等を開催する機会が増加している状況をふまえて、さらなるオンライン活用能力の向上を図る必要がある。 ・引き続き、来館者が安心して利用できるよう、感染症拡大防止対策を実施する必要がある。 ・施設や備品の経年劣化に伴う故障等が増加していることから、更新・修繕をしていく必要がある。 ・専門スキルを持つスタッフを確保、育成していく必要がある。 <p>(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き感染症対策を実施し、外部委員会や利用者の声を参考に利用しやすい環境づくりやサービスの向上に努め、成果目標達成に向けて取り組みを進めていく。 <p>(4) その他</p> <p>(県民サービス向上の成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや季刊誌、SNSによる情報発信、や「NPOグレードアップセミナー」等の講座を通し、県民の市民活動への参画を促進するとともに、市民活動団体の運営基盤の強化を図った。 ・外部からの意見を得るために、外部委員会や利用者アンケートを実施し、サービスの改善に取り組んだ。 <p>(災害に関する業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰にとっても共通の身近な課題である「防災・災害」をテーマにしたボランティアやNPOの連携に関する事業を実施し、多様なステークホルダーの参加を得た。また、災害ボランティア支援センターの幹事団体として毎月の幹事会に参加し、コロナ禍での災害対応や受援計画等の現状と課題、取り組む方向性等について意見を交わした。 <p>(施設の適正な維持管理の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急救命講習や避難訓練・防災訓練へ参加した。また、施設内の人目に付きにくい場所（トイレ、湯沸かし等）を定期的に巡回し、危険箇所の早期発見に努めた。 <p>(コロナ禍におけるNPO支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内のNPOに向けて、新たな日常に即した活動事例の共有・議論を行うワークショップを開催し、コロナ禍における新たな日常に即したNPO活動の工夫等について共有した。 <p>以上のことから、みえ県民交流センターの指定管理者として、設置趣旨や県域の市民活動センターとしての役割を十分認識した効果的な管理運営を行っていると評価できる。今後も利用しやすい環境づくりを行うとともに、指定管理者が持つ知見やネットワーク等を十分に生かして市民活動の強化促進、国際化と多文化共生の推進に向けた取組を期待する。</p>
--------	---

< 指定管理者の評価・報告書（令和3年度分） >

指定管理者の名称：特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① センター管理運営事業の実施に関する業務

ア 管理運営

- ・センターの総合案内の役割を担い、NPOや広く県民の皆さんを対象に、市民活動や国際交流・多文化共生を推進するためのセミナーやイベントを実施し、満足度において高評価を得た。
- ・県民のNPOへの関心や市民活動への参加を促すため、センターのホームページをリニューアルし、センターの利用案内や事業情報、また、市民活動やボランティアに関する情報を発信した。また、SNS（Facebook、Twitter）も活用して、積極的に情報発信に取り組んだ。
- ・5名の外部委員による外部委員会の開催（2回）、施設の利用者や施設のオンライン環境についてのアンケートの実施により得られた意見や助言等を、施設管理や業務改善につなげた。
- ・センターの利用件数は、交流スペースとミーティングルーム合計で493件、備品機材は248件と新型コロナウイルス感染拡大による利用制限もあり少ない状況であった。

イ 講座・研修の実施

- ・「NPOグレードアップセミナー」を2回実施し、中間支援組織の役割について、意見を交わした。
- ・NPOの運営等の相談、NPO法人の設立等の講座や会計、労務等の相談会を実施した。
- ・「協創シンポジウム」として、「災害」「多文化共生」「子ども」分野について課題の共有、今後の取り組む方向性について意見を交わした。
- ・「多文化共生・理解イベント」として、「災害×多文化共生×地域」をテーマに研修交流会を実施した。
- ・みえ災害ボランティア支援センターの幹事団体として、月1回の幹事会に参加した。また、「災害時に支え合う仕組みづくり」として、県内8か所で意見交換会を、その後全県版でワークショップを行った。
- ・「NPOによる新たな日常に即した活動を検討するワークショップ事業」として、県内5か所の市民活動センターと連携し、各地でコロナ禍におけるNPO活動などについて情報を共有した。
- ・「市民活動ボランティアニュースL/READER」を、多くの人に手に取ってもらえるよう工夫した。年4回、各1万部を発行し、1,300か所に届けた。
- ・「Mナビ」（市民活動団体情報検索システム）は適切に運営・更新を行った。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・利用者の安全・安心の確保を第一に、快適にセンターを利用できるよう、また新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意し、施設、機器・備品の適切な管理及び維持に努めた。とりわけ、人目につきにくい場所やトイレなどの安全対策、新刊図書の定期購入による図書コーナーの充実を図った。
- ・また、施設や備品等の老朽化に伴い、不具合のある貸出備品の入れ替えなどを計画的に行ったほか、引き続き照明や空調の省エネルギー対策も実施した。

③ 県施策への配慮に関する業務

- ・県総合計画やダイバーシティみえ推進方針などの施策について県と意見を交わし、事業の立案・展開を行った。
- ・みえ県民交流センター条例を遵守し、みえパートナーシップ宣言、三重県多文化共生社会づくり指針、働き方改革などに配慮した。
- ・三重県の環境基準に基づき、節電、リサイクル、再生紙の利用など業務の中で環境に配慮した取組を行った。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・三重県情報公開条例に基づき、「情報公開規程」を整備し、確実に対応できる体制をとっているが、令和3年度に開示請求はなかった。
- ・基本協定書第12条に基づき、センター管理に関して知り得た情報を適切に取り扱い、個人情報保護されるよう配慮した。

⑤ その他の業務

特になし。

(2) 施設の利用状況			
	R3年度目標	R3年度実績	達成率
みえ県民交流センター利用者数 ＜指定管理対象施設分＞ (人)	63,000	30,449	48.3%
交流スペース・ミーティングルーム他 (人)	-	29,304	-
イベント情報コーナー (人)	-	1,145	-

2 利用料金の収入の実績

令和3年度実績	688,960円
---------	----------

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位：円)

	収入の部		支出の部		
	R2年度	R3年度		R2年度	R3年度
指定管理料	31,343,250	31,446,000	事業費	27,628,014	27,062,480
利用料金収入	773,270	688,960	管理費	1,504,050	2,222,354
その他の収入	758,422	599,788	その他の支出	2,067,122	2,002,110
合計 (a)	32,874,942	32,734,758	合計 (b)	31,199,186	31,286,944
収支差額 (a)-(b)	1,675,756	1,447,814	斜線		

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	51,050円
---------	---------

4 成果目標とその実績

(1) 成果目標		
目標項目	目標値	目標に対する実績
センター来館者数 (指定管理対象施設への来館者に限る)	63,000人/年	30,449人/年
事業参加者の満足度	85%	94.46%

(2) 指定管理者独自の数値目標		
目標項目	目標値	目標に対する実績
図書コーナーの利用の増加 NPO/NGO、国際関連の図書の貸し出し数	120冊/年	148冊/年
市民活動・NPO月間に関わる連携協力団体の数	15団体/年	33団体/年

今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施により利用者の安心・安全を確保し、また、オンラインと対面をうまく組み合わせ利用ニーズに対応した講座等を開催することで、成果目標達成を目指す。また、新たな日常に対応し、ホームページやSNSによる情報発信、中間支援組織との連携を図り、市民活動、国際交流の促進をめざす。 ・事業参加者の満足度については、アンケート調査によりニーズを把握し、必要かつ魅力的な講座等を開催していく。 ・図書コーナーについては、社会課題、地域課題を捉えた書籍、さらに本センターの事業や機能に関連した書籍など、利用者のニーズも把握しながら、より特色のある図書コーナーにしていく。
---------	--

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R 2	R 3	
1 管理業務の実施状況	B	B	<p>(1) 施設の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な組織が入居する3階フロアの総合案内所としての役割を果たしている。また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策（来館者の検温、手指消毒を促すと共に、施設や備品は利用者が利用後に消毒するなど）を実施した。 安全面や危機管理面も、人目につきにくいトイレ等の場所の定期的な見回りや危機管理体制を整備した。 施設、機器・備品を良好な状態で管理するとともに、外部委員会の開催や利用者アンケートの実施を通して出された意見・提案をサービス向上に活用した。 <p>(2) 市民活動及び国際化に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動に関しては、ターゲット毎に、ニーズや時流に沿った講座（令和3年度は「災害」をテーマとした）等を開催するとともに、ホームページ、SNSを積極的に更新してコロナ禍においても有益な情報を発信した。 国際化の推進に関しては、日本と諸外国の文化や団体の活動に触れる機会（令和3年度は、海外での災害支援・防災活動を行うNGOの取組事例紹介）を提供し、県民の方に多文化共生社会を考えるきっかけづくりを行った。
2 施設の利用状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症拡大や市民活動に携わる方の高齢化等により、センターの利用者数は30,449人と成果目標の63,000人を下回った。利用団体数は延べ2,121団体と前年同期比で234団体減少した。ホームページのユーザーアクセス数は25,819件であった 利用者サービスと市民活動団体支援の両立を図るため、コーヒーサービスがNPOへの寄付につながる、コーヒー寄付金の取組を実施した。
3 成果目標及びその実績	B	B	<ul style="list-style-type: none"> センター来館者は、年間63,000人の目標に対して30,449人であった。また、事業参加者の満足度は、85%以上の成果目標に対して94.46%と5年間で一番高い数値となった。 図書コーナーの利用の増加、並びにNPO/NGO、国際関連の図書の貸し出し数は、120冊の成果目標に対して148冊であった。また、市民活動・NPO月間において、33団体の多様な主体と連携・協力して「共創シンポジウム」を開催した。

※評価の項目「1」の評価:

- 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 業務計画を順調に実施している。
「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」、「3」の評価:

- 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 当初の目標を達成している。
「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

(1) 成果目標に対する達成度

- ・成果目標について、「センター来館者数」は、コロナ禍による利用者数制限があり達成できなかったが、「事業参加者の満足度」「図書コーナーの利用の増加 NPO/NGO、国際関連の図書の貸し出し数」「市民活動・NPO月間に関わる連携協力団体の数」の3項目においては、感染対策の徹底や快適な環境づくりに取り組んだこともあり、目標を達成できた。

(2) 残されている課題

- ・多様化、複雑化する社会の諸課題に対応していくため、専門性を持ち、継続して事業を実施することで課題解決に取り組むNPOや、それを支援する中間支援組織の基盤・機能の強化に取り組み、県民の皆さんや事業者等に対してNPOの存在感を高めていく必要がある。
- ・今後も新型コロナウイルス感染症の影響による来館者数の減少が見込まれ、オンラインと対面をうまく組み合わせさせて講座等を開催し利用者ニーズに対応していくために、職員のオンライン活用能力のさらなる向上が必要である。

(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定

- ・引き続き成果目標を達成できるよう、取組を進めていく。

(4) その他

(県民ニーズの把握)

- ・セミナー等事業参加者のアンケート、外部委員会や施設利用者へのアンケートを実施して、施設管理や事業運営に生かした。

(業務執行体制の整備)

- ・これからの市民活動を担う若年層の裾野を広げるため、今後の三重県の市民活動を担う若い常勤・非常勤スタッフを育成し、彼らの感性を指定管理業務に生かした。

(施設の適正な維持管理の実施)

- ・快適で安全・安心な利用環境の提供、施設の適正な維持管理に努めた。

今後も地域の拠点として、より一層利用しやすい施設づくりに努めていく。

指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価

施設所管部名：環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	みえ県民交流センター（津市羽所町700番地 アスト津3階）
指定管理者の名称等	特定非営利活動法人 みえNPOネットワークセンター 代表理事 松井 眞理子 （四日市市萱生町1200 四日市大学 特定非営利活動法人市民社会研究所内）
指定の期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 施設等の利用に関する業務 2 市民活動促進及び国際化の推進のための業務 3 市民活動に関する情報の受発信に関する業務 4 中間支援団体等の機能向上・連携交流に関する業務 5 利用料金の収受に関する業務 6 施設の維持管理に関する業務 7 その他施設の管理運営上必要と認める業務

2 管理業務の実施状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H29	B		<ul style="list-style-type: none"> 施設、備品については、良好に管理するとともに、積極的に節電に取り組むなど、安全や環境に配慮した施設運営を行うことができた。 令和2年度以降は、上記に併せて、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、感染防止対策を実施し、安心して利用できるよう努めた。 市民活動の活性化や国際推進に関する、多様な主体とのネットワークを活かした各種セミナーやイベントを開催し、地域の拠点としての役割を果たした。 ホームページ、SNS等の積極的な活用や、定期発行の情報誌により助成金や市民活動等に関する情報をわかりやすく発信し、利用者サービスの向上に努めた。
H30	B		
R元	B		
R2	B		
R3	B		

3 施設の利用状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H29	B		<ul style="list-style-type: none"> 外部委員会や利用者アンケートによりニーズを把握し、効果的なサービスや情報発信を行い、平成29年度から令和元年度は来館者数が成果目標を上回っていた。しかし、令和2年度以降はコロナ禍により、事業の中止や施設の利用制限を行ったことから来館者数が大幅に減少し、成果目標を達成できなかった。 毎年度平均40冊の書籍を新たに配架することで図書コーナーの充実を図り、貸出数は全期間成果目標を上回った。
H30	B		
R元	B		
R2	B		
R3	B		

4 管理業務に関する経費の収支状況（全期間）

（単位：円）

収入の部		支出の部	
指定管理料	151,521,250	事業費	139,784,255
利用料金収入	5,498,150	管理費	8,119,870
その他の収入	4,815,062	その他の支出	8,572,476
合計 (a)	161,834,462	合計 (b)	156,476,601
収支差額 (a)-(b)	5,357,861		

※参考

利用料金減免額	374,970
---------	---------

5 成果目標及びその実績

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間における成果目標及びその実績						
			成果目標項目	目標値	H29実績値	H30実績値	R元実績値	R2実績値	R3実績値
H29	A		センター来館者数	63,000人	67,064人	66,855人	63,192人	28,059人	30,499人
H30	A		事業参加者の満足度	85%以上 ／年	87%	89%	92%	88.10%	94.46%
R元	A		図書コーナーの利用の増加。NPO／NGO、国際関連の図書の貸出	120冊 ／年	132冊	180冊	258冊	157冊	148冊
R2	B		市民活動・NPO月間に関わる連携協力団体の数	15団体 ／年	40団体	36団体	26団体	38団体	33団体
R3	B								
全期間におけるコメント									
<ul style="list-style-type: none"> ・「センター来館者数」については、令和元年度までは、適切な施設管理や多様な事業展開が利用者ニーズをとらえており、成果目標を達成することができた。しかし、令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症拡大により、センターの閉館や利用数制限を行ったため、成果目標を達成することができなかった。対面での事業実施が難しく、多くをの事業をオンラインに切り替えるなど、工夫をして事業を実施した。 ・「事業参加者の満足度」については、利用者アンケートや外部委員会において得た意見を参考にして利用者ニーズを把握し、事業を実施してきたことが全期間の成果目標達成につながっている。 ・指定管理者が独自に設定している成果目標「図書コーナーの利用増加。NPO／NGO、国際関連の図書の貸出」については、社会課題や地域課題に関する書籍や市民活動、国際問題等の関係書籍を年々増加させて充実しており、すべての期間で目標を達成している。また、「市民活動・NPO月間」には、全期間、成果目標に掲げる数を超える団体との連携、協力によりイベントを開催することができた。 									

6 総括評価

<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数は、令和元年度までは、目標を上回る数字が続いていたが、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、大幅に減少した。しかし、実施事業については、市民活動団体等のニーズに応じたタイムリーなテーマで実施し、また、コロナ禍の状況をふまえて対面、オンライン、ハイブリッドといった事業運営方法を検討し実施した結果、利用者満足度は、全期間を通じて目標を上回った。 ・施設、備品について適切に維持管理を行うとともに、外部委員会からの意見聴取や利用者アンケートを実施することで、安全で快適な施設環境の整備に努めた。 ・施設利用者に対して「検温」「消毒」「黙食」「三密回避」等への協力を促し、安心・安全で、気持ちよく利用できる環境づくりに取り組んだ。 ・県内の市民活動センター等と連携し「市民活動・NPO月間」を毎年12月に実施し、市民活動やボランティアに関する啓発につなげている。ホームページ、SNS、情報誌といった多様な媒体を利用し、市民活動に関する情報発信を積極的に行った。 ・全般的には、みえ県民交流センターの指定管理者として、センターの地域の拠点としての役割を十分に理解した管理運営が行われてきたと評価できる。次期も同指定管理者が一員となって管理運営を行うが、この5年間の実績をふまえて、県内の中間支援団体のネットワーク組織である強みを生かし、NPO等の基盤強化し、存在感を高めていく取組を期待する。

- ※ 「2 管理業務の実施状況」の自己評価 :
- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 - 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
 - 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
 - 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。
- ※ 「3 施設の利用状況」
「5 成果目標及びその実績」の自己評価 :
- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 - 「B」 → 当初の目標を達成している。
 - 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
 - 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。
- ※ 県の評価 :
- 「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 - 「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 - 「 」 （空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

(4) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和3年度分）

＜県の評価等＞

施設所管部名：環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県交通安全研修センター（津市垂水 2566 番地）
指定管理者の名称等	一般財団法人三重県交通安全協会 会長 西野衛 （津市栄町 1 丁目 954 番地）
指定の期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 三重県交通安全研修センターの運営業務 2 三重県交通安全研修センターの維持管理業務 3 三重県交通安全研修センターの管理上必要な業務 4 その他の業務

2 施設設置者としての県の評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R2	R3	R2	R3	
1 管理業務の実施状況	B	B			<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果目標である団体研修受講者数等が目標値を下回ったが、これは、新型コロナウイルス感染症の拡大による申込のキャンセルや自粛、また、対面での営業活動が十分に出来なかった影響が大きいためである。 ・ このような状況下においても、設備消毒の徹底や換気等の対策を行い、安全で安心な施設運営に努めている。 ・ 対面型研修に制限がかかる中、SNSを活用したタイムリーな情報提供、交通安全DVDの貸出拡充に努めている。 ・ 利用者の満足度が95%超と質の高い研修が出来ている。
2 施設の利用状況	C	C			<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児から高齢者に至るまで、それぞれのカリキュラムによる参加・体験・実践型の交通安全教育等を実施し、計2,221人の団体利用があり前年実績を上回ったが、新型コロナウイルス感染症の影響でキャンセルがあり、その他にも十分な営業活動が出来なかったことから、成果目標値には達しなかった。 ・ 指定管理者である（一財）三重県交通安全協会の県内ネットワークを有効活用するとともに、三重県老人クラブ連合会会議、市町交通担当者会議等で広報を行うことなどにより、さらなる利用者増にも努めている。
3 成果目標及びその実績	C	C			<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大による申込のキャンセルや自粛、また、十分な営業活動が出来なかったことにより、「団体研修受講者数」「指導者養成・資質向上研修受講者」「高齢者研修受講者数」の3つの目標については達成することができなかったが、利用者の満足度は95.8%と95%超の高水準であり成果目標を上回った。 ・ 今後、ウィズコロナを見据え研修のPR等に積極的に努めるなど、成果目標を達成できるようより一層の創意工夫が求められる。

※「評価の項目」の県の評価：

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

<p>総括的な評価</p>	<p>(1) 成果目標に対する達成度 新型コロナウイルス感染症への感染リスクをふまえると、当該施設は免許センターと同じ建物内にあり多数の人が集まるため、集合型の団体研修に対し忌避感を持つ方が多くいたことから、予約をキャンセルしたり自粛する状況が生じたため、団体研修受講者数などの3項目について目標を達成することができなかった。 一方で、受講者に安全で安心な施設運営や参加・体験・実践型の研修を行ってきた結果として、利用者の満足度が成果目標値よりも高く、施設管理・運営の質は高いと言える。 さらに、指定管理者の独自設定目標であるホームページアクセス回数、メールマガジン発信回数及び広報紙発行回数については全て達成しており、一定の成果を認めることができる。</p> <p>(2) 残されている課題 幼児から高齢者に至る幅広い県民に対して、交通事故対策に有効であるとされる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施していく必要があり、県の中核的かつ専門的な交通安全教育施設として、地域や職場で交通安全教育を推進する交通安全指導者の養成及び資質向上研修にさらに取り組んでいく必要がある。 そのような状況のなか、パンフレットや電子メールの送付等での集客活動は行ったが、感染リスクを懸念し訪問活動など対外活動を抑制したため、企業や団体との関係構築や維持が従前どおりには行えなかった。</p> <p>(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 ウィズコロナを踏まえて、成果目標を達成できるよう事業計画書に示した各種施策を適切に履行するにあたり、集客活動を工夫していく必要がある。 特に、学校や市町教育委員会、社会福祉協議会や各企業事業所の安全運転担当者に対し、WEB会議等による営業活動やSNSなど多様な媒体を用いた情報提供・広報活動をより積極的に取り組み、研修が受けやすい環境を整える必要がある。また、市町、関係機関・団体との連携もより一層密にし、さらなる利用拡大に努めるとともに、職員の資質向上や研修内容の充実等を図っていきたい。</p> <p>今後はさらなる利用拡大を図るため、県と連携を図り、参加・体験・実践型の教育施設としての利点を生かした研修の実施、県民のニーズに応じた事業内容・カリキュラムの工夫・改善を進め、県交通安全教育の中核施設としての役割を果たしていくことを期待したい。</p>
---------------	--

<指定管理者の評価・報告書(令和3年度分)>

指定管理者の名称：一般財団法人三重県交通安全協会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

① 交通安全研修センター運営事業の実施に関する業務

ア 交通安全に関する教育の実施に関する業務

- ・参加・体験・実践型の交通安全研修事業
年齢・業務の形態等の受講者の特性に応じて、研修目的を明確にした個別のカリキュラムを作成し、機器の使用等による参加・体験・実践型の団体研修を、367回、2,221人（前年度1,536人）に対し実施した。
- ・指導者養成・資質向上事業
地域・職域等で交通安全教育を推進する交通安全教育指導者の養成・資質向上を図るため、教職員を対象とした「自転車交通安全教育指導者研修会」（10/5、10/12）、各企業・団体の交通安全指導者を対象とした「交通安全夜間特別研修会」（11/25）、市町の交通安全教育指導員を対象にした「交通教育指導員研修会」（8/4）等を合計119回、816人（前年度592人）に対し実施した。
- ・交通安全教育指導者マニュアルの作成・配付
企業、学校、老人クラブ等、対象者別に活用できる指導者用マニュアルとして、「子ども向け」「一般ドライバー向け」「高齢者向け」の3類型を、年齢や日常の交通手段を考慮し、また、法改正や時勢の課題についても三重県内の実態などを盛り込み作成し、地域・職場等で交通安全教育を根付かせるため、指導者に配布した。

イ 施設の運営に関する業務

- ・研修センターについて、より広く県民への周知を図り、県内の交通安全教育の拠点施設としての活用を促進するため、ホームページやSNSを活用し、タイムリーな情報提供に努めた。（ホームページアクセス回数66,653回）
- ・ホームページ「セーフティプラザみえ」により、研修施設、予約状況、研修カリキュラムについて、利用者の操作性に配慮した簡素な画面で案内することに努めた。
- ・ツイッターにより、日々の研修状況、交通事故発生状況、交通事故防止方法等タイムリーな情報発信に努めた。
- ・体験学習ゾーンに人の見る能力について学ぶために「見ることには限界があります」や「反射材効果」コーナー等を設置のほか、職員手作りの車両模型等を作製・配置し、受講する子どもたちに新鮮で効果的なゾーンとなるように努めた。
- ・屋内歩行研修コースを実際の交通環境に近づけるために、見通しの悪い街角、踏切に電車の絵を掲出する等し、受講する子どもたちの臨場感を高める工夫をした。
- ・幼児、児童、中・高校生、高齢者、自転車利用者、ドライバー向けの専門性の高い各種最新の交通安全DVDを追加し、映像により交通安全を効果的に学ぶ教材、環境を整え、職場、教育現場等で活用できるよう貸出を実施した。
- ・キャラクターの「みまも」を記載した「みまも反射タックルバンド」、「みまも反射靴かかとシール」を作製し、研修参加者や県下交通安全協会の窓口等を通じ配布し交通安全に対する関心を高めるとともに、研修センターのPRを行った。

ウ 交通安全に関する情報及び資料の収集並びに提供に関する業務

- ・交通安全指導者が活用できる子ども、一般ドライバー及び高齢者をそれぞれ対象とした「交通安全教育指導マニュアル」3種類を作成し対象者に配付した。
- ・高齢者対策として、高齢者の身体的特性及び歩行時・自転車乗車時・自動車運転時における各注意事項を掲載した「高齢者のための交通安全テキスト」を作成、配付した。
- ・自転車事故防止対策として、点検要領から事故実態等をまとめた「自転車テキスト」を作成、配付した。
- ・薄暮時の色の見えにくさや夜間特有の危険性について体験する交通安全夜間特別研修会を実施し、その状況を新聞社に情報提供し広報した。
- ・四輪シミュレータ体験者の運転結果、体験学習ゾーンの運転・歩行能力診断（点灯くん）の診断結果の調査、分析を行いホームページ、研修センターだよりにおいて分析結果の概要や注意点等の情報提供を行った。

エ センター機能の向上、連携交流の推進及び市町等に対する支援に関する業務

- ・県警本部から毎日事故日報の提供を受け、研修センターのホームページ、ツイッターを通じて、死亡事故発生速報や注意喚起等の情報の提供を行った。

- ・津市内の交通安全関係団体で組織する「津市交通安全対策協議会」に参加し、各季節の交通安全運動等において交通事故防止のアピール及び交通安全対策の推進に努めた。
- ・部外から教育、高齢者、交通関係団体、一般企業の有識者等を委嘱した「事業内容等評価検討委員会」の開催は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面形式とした上、事業全般について評価検証を行い、今後の運営改善にあたった。(2/10～3/10)

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

体験学習ゾーン、自動車体験コース、自転車学習コース等の各種施設・設備・機器については、「機器点検表」に基づく毎日始業前点検及び打合せを励行し、簡単な修理・修繕は職員で対処するほか、専門の外部保守点検業者との委託契約のもと点検項目に沿った随時及び定期的な保守点検整備を行った。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設や機器を使用後及び定期的に消毒するとともに、手指の消毒剤を各所に配置しこまめに消毒ができる環境とした。

③ 県施策への配慮に関する業務

- ・人権尊重のための取組
「人権が尊重される三重をつくる条例」の趣旨を職員に徹底させるとともに、障がい者、高齢者、外国人、性別等にとらわれず、誰もが快適に交通安全研修が受講できるように職員の意識改革に努めた。また、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等さまざまなハラスメントを許さない公正で明るい職場環境づくりに努めた。
- ・男女共同参画社会実現への取組
研修センターの事業評価、事業内容検討の場に女性の登用を図るとともに、女性の交通安全教育指導員の配置など、男女共同参画の視点をふまえ、男女がそれぞれの個性と能力を発揮できる事業の実施に努めた。
- ・企業倫理・社会的貢献の取組
コンプライアンス（法令遵守）の徹底、ディスクロージャー（情報公開）の遵守とホームページの開設、個人情報の保護の徹底、職員の組織的かつ合理的な人事管理と職業倫理の醸成、「公益法人会計基準」に基づく健全な財務運営を行った。
- ・ユニバーサルデザイン（UD）のまちづくりに向けた取組
用品等の購入に際し、UD商品を選定するなど、UDに対する周知と意識の高揚に努めた。
また、小・中学生の団体研修実施時に当センター内でエレベーターの点字付き操作ボタン、身体障がい者用トイレ、聴覚障がい者に対する配慮を示す「耳マーク」等について実地で説明し、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての県民が社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全かつ快適な生活を営むことができるまちづくりについて理解を深めることに努めた。
- ・持続可能な循環社会の創造に向けた環境保全活動への取組
ごみを分別して清掃業者に引き渡し、資源のリサイクルへの寄与に努めるとともに、再生紙の利用、コピーの両面印刷等省資源に努めた。また、団体研修の実施に際し、アイドリングの自粛やエコドライブの促進を図るとともに、休憩時間帯の節電等に取り組み、利用者をはじめ職員の環境に対する意識の高揚とその実践に努めた。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・基本協定書の「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、適切な対応を行い、個人情報の取得は必要最小限とし、取得した個人情報は厳重管理の上、不要となった情報は速やかにシュレッダー処理を行った。また、個人情報の責任体制等報告の提出にも迅速に対応し遵守徹底に努めた。

⑤ その他の業務

- ・危機管理対策会議を開催し、研修センター危機管理マニュアルの周知を図るとともに、同マニュアルに基づき、各自が担当する任務を迅速に遂行する体制を整備した。また、危機管理マニュアルに基づき、免許センターとの合同防災訓練を実施した。

(2) 施設の利用状況

	令和3年度 目標	令和3年度 実績	達成率
団体研修受講者数	6,000人以上	2,221人	37.0%
指導者養成・資質向上研修受講者	2,000人以上	816人	40.8%
高齢者研修受講者数	600人以上	160人	23.7%
利用者の満足度	90%以上	95.8%	106.4%

2 利用料金の収入の実績

該当なし

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

	収入の部		支出の部		
	R 2	R 3		R 2	R 3
指定管理料	40,813,204	37,725,906	事業費	12,429,648	12,868,976
利用料金収入			管理費	26,836,616	24,899,930
その他の収入	100	0	その他の支出	0	0
合計 (a)	40,813,304	37,725,906	合計 (b)	39,266,264	37,768,906
収支差額 (a)-(b)	1,547,040	△43,000			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	—
---------	---

4 成果目標とその実績

(1)成果目標		
目標項目	目標値	目標に対する実績
(研修事業)		
団体研修受講者数	6,000人以上	2,221人
指導者養成・資質向上研修受講者数	2,000人以上	816人
高齢者研修受講者数	600人以上	160人
利用者の満足度	90%以上	95.8%
(2)指定管理者独自の数値目標		
目標項目	目標値	目標に対する実績
(研修)		
ホームページアクセス回数 (回)	50,000	66,653
メールマガジン発信回数 (回)	12	14
広報紙発行回数 (回)	4	4
今後の取組方針	<p>令和3年度は、第6期指定管理期間の初年度であった。年度当初から新型コロナウイルス感染症の拡大が継続し、ソーシャルディスタンスの確保が可能な人数に調整する等の研修者感染防止対策を徹底した。また、緊急事態宣言等の発令により、研修業務を停止(8/20~9/30)せざるを得なかった。このようなことから、各種研修受講者数の数値目標はいずれも達成することができなかった。</p> <p>今後においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底し、利用者の安全・安心を確保した上で、参加・体験・実践型交通安全教育、地域・職域指導者養成・資質向上及び高齢者重点プログラムを推進する。また、コロナウイルス感染状況を考慮の上、訪問活動等を通じ集客活動を一層強化する。</p>	

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R2	R3	
1 管理業務の実施状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は第6期指定管理期間の初年度であった。コロナ禍による臨時休館、予約団体からのキャンセルがあり、目標値に届かない状況ではあったが、利用者の安全確保を第一に感染拡大防止策を徹底し、質を下げない研修を実施した。 各市町の交通安全担当課及び社会福祉協議会との連携をコロナ禍で訪問活動を自粛する中でも維持するため、新たに作成した当センターのガイドブックを作成し、郵送等で利用案内を行った。また、過去の利用実績から、県内の企業団体にも利用促進のため、電話または文書で案内を実施したところ、リピーター及び新規関連団体の利用に繋がった。 指定管理者として、PDCAを毎年繰り返して業務の見直しを図る上でコロナ禍において新たな生活様式を取り入れた研修方法の定着を進めた。 今後においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底を継続し、利用者の安全・安心を確保した上で参加・体験・実践型交通安全教育、地域・職域指導者養成・資質向上及び高齢者重点プログラムを推進する。
2 施設の利用状況	C	C	<ul style="list-style-type: none"> 年度当初から新型コロナウイルス感染症の拡大が継続し、ソーシャルディスタンスの確保が可能な人数に調整する等の研修者感染防止対策を徹底した。また、緊急事態宣言等の発令により、研修業務を停止(8/20～9/30)せざるを得なかった。このようなことから、各種研修受講者数の数値目標はいずれも達成することができなかった。 コロナ禍において、例年実施している研修を中止する団体がある中、幼児から高齢者まで、定期的に利用いただく団体もあり、感染拡大防止対策を図りながら実施した。 各市町の交通安全担当者や交通教育指導員を対象に、交通指導方法について学ぶ機会を設け、指導者に特化した研修カリキュラムを実施した。 「参加・体験・実践」型研修が難しい中、交通安全DVD教材の貸出し希望は多く、各カテゴリー別に最新作を購入し、作品紹介とともにホームページでも掲載し、利用促進を図るとともに、研修センターの広報に繋がった。 「夜間特別研修」や「自転車指導者研修会」等の特別研修を参加人数に制限を設けた上で実施し、地域や職場での指導者を養成した。 今後においては、新型コロナウイルス感染症状況をふまえた上で各種団体に対する当センターの利用案内を積極的に実施し、コロナ感染拡大以前の利用者数の回復と成果目標の達成に努める。
3 成果目標及びその実績	C	C	<ul style="list-style-type: none"> 県が示す成果目標において、前年度の同種項目と比較し増加傾向が見られたが、研修受講者数は目標達成できなかった。一方、独自の成果目標であるホームページアクセス数やメールマガジン配信数、広報紙発行回数など、広報にかかる項目は達成した。 新たな高齢者対策として、セーフティ・サポートカーの有効性や機能を体験するシニアドライバー安全運転研修を独自に企画・開催し、高齢ドライバーの安全運転意識の高揚を図った。 今後においては、新型コロナウイルス感染症の状況をふまえた利用案内の広報活動を活発化させ成果目標の達成に努める。

※評価の項目「1」の評価:

- 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 業務計画を順調に実施している。
「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価:

- 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 当初の目標を達成している。
「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

<p>総括的な評価</p>	<p>(1) 成果目標に対する達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成果目標については、団体研修受講者数 2,221 人（目標値 6,000 人）、指導者養成・資質向上講座受講者数は 816 人（目標値 2,000 人）、利用者の満足度 95.8%（目標値 90.0%）で、新型コロナウイルス感染症防止対策で研修者を制限したこと及び新たな生活様式の浸透により、団体研修受講者数、指導者養成・資質向上講座受講者数については、目標未達成となった。 ・ 一方、指定管理者の独自成果目標のホームページアクセス回数は 66,653 回（目標値 50,000 回）、メールマガジン発信回数 14 回（目標値 12 回）、広報紙発行 4 回（目標値 4 回）と目標を達成することができた。 <p>(2) 残されている課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各種団体の研修自粛傾向が続いたものであるが、感染状況を考慮の上、各種団体を訪問し研修案内を積極的に行き、利用者数の拡大を図る必要がある。 ・ 各種研修受講者数の目標達成のため、市町、関係機関・団体との連携を密にし、ネットワークの強化に努め、広く県内の企業・団体に積極的なPRを行い、施設の認知度を上げるとともに、他の近隣施設との連携を図るなど利用者の拡大を図る必要がある。 ・ 社会の高齢化に伴い、高齢者が、事故の被害者・加害者になっている現状から、高齢者団体研修の利用者の増加を図る必要がある。 <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広く県民の皆さんに、来て、見て、体験してみようをコンセプトに、幼児から高齢者まで楽しく交通安全を学んでいただけるような雰囲気構築を図った。 ・ キャラクター「みまも」を中心とした施設の案内、屋内の飾り付け、ホームページやツイッターの活用や、各種チラシ類を作成し、広報活動を行った。 ・ 関係機関・団体、企業の協力により、「交通安全夜間特別研修会」を開催する等、創意工夫を凝らした事業の実施に努めた。 ・ 指導者養成・資質向上研修の取組として、主に教職員を対象とした「自転車交通安全教育指導者研修会」、市町の交通安全指導員等を対象とした「交通教育指導員研修会」を開催するなど、さまざまな機会を通じて指導者養成・資質の向上に努めた。 ・ 高齢者の交通安全対策として、セーフティ・サポートカーの有効性や機能を体験するシニアドライバー安全運転研修を開催し、高齢ドライバーの安全運転意識の高揚を図った。 ・ 外部の有識者からなる「事業内容等評価検討委員会」を開催し、事業全般について評価・検証を受けるとともに、検証結果については、今後の事業改善に生かしていくこととしている。 ・ 地震防災対策など危機管理に対する取組として、危機管理マニュアルに基づく非常防災訓練を実施し、非常時における誘導経路の確認等を行った。
---------------	--

13 各種審議会等の審議状況について

(令和4年6月3日～令和4年9月14日)

1 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会
2 開催年月日	令和4年7月7日
3 委員	会長 岩崎 恭典 副会長 上田 和久 矢倉 政則 委員 井川 洋子 他22名
4 諮問事項	(1) 三重県環境影響評価条例施行規則の見直し(最終案)について (2) 三重県生活環境の保全に関する条例で定める指定施設(騒音・振動)の見直し(最終案)について (3) 第9次水質総量削減に係る総量削減計画及び総量規制基準の策定(最終案)について
5 調査審議結果	(1) 三重県環境影響評価条例施行規則の見直し(最終案)について審議され、了承された。 (2) 三重県生活環境の保全に関する条例で定める指定施設(騒音・振動)の見直し(最終案)について審議され、了承された。 (3) 第9次水質総量削減に係る総量削減計画及び総量規制基準の策定(最終案)について審議され、了承された。
6 備考	次回開催日：令和4年11月頃(予定)

2 三重県環境審議会 三重県地球温暖化対策総合計画部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 三重県地球温暖化対策総合計画部会
2 開催年月日	第1回 令和4年6月2日 第2回 令和4年9月9日
3 委員	部会長 朴 恵淑 他8名
4 諮問事項	三重県地球温暖化対策総合計画の改定について
5 調査審議結果	三重県地球温暖化対策総合計画の改定について改定の方向性等について審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和4年11月頃(予定)

3 三重県環境審議会 水質部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 水質部会
2 開催年月日	令和4年6月7日
3 委員	部会長 千葉賢 部会長代理 松田治 委員 金子聡、高島徹
4 諮問事項	第9次水質総量削減に係る総量削減計画及び総量規制基準の検討について
5 調査審議結果	令和6年度を目標年度とする第9次水質総量削減に係る総量削減計画及び総量規制基準について審議が行われ、三重県環境審議会(親会)への水質部会最終報告案が取りまとめられた。
6 備考	最終案を取りまとめて水質部会は終了となった。

4 三重県環境審議会 騒音・振動部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 騒音・振動部会
2 開催年月日	令和4年6月27日
3 委員	部会長 野呂 雄一 部会長代理 岡田 恭明 委員 佐野 泰之
4 諮問事項	「三重県生活環境の保全に関する条例」で定める指定施設(騒音・振動)の見直しについて
5 調査審議結果	「三重県生活環境の保全に関する条例」で定める指定施設(騒音・振動)の見直しにあたり、その内容について審議が行われ、三重県環境審議会(親会)への騒音・振動部会最終報告案が取りまとめられた。
6 備考	最終案を取りまとめて騒音・振動部会は終了となった。

5 三重県環境審議会 大気部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 大気部会
2 開催年月日	令和4年8月4日
3 委員	部会長 樋口 能士 部会長代理 武本 行正 委員 山崎 晶子
4 諮問事項	「三重県生活環境の保全に関する条例」で定める指定施設(ばい煙)の見直しについて
5 調査審議結果	「三重県生活環境の保全に関する条例」で定める指定施設(ばい煙)の見直しにあたり、その内容について審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和4年10月27日

6 三重県環境影響評価委員会小委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会小委員会
2 開催年月日	現地調査：令和4年8月26日 第1回：令和4年8月29日
3 委員	小委員会委員長 塚田 森生 他11名
4 諮問事項	(仮称)平木阿波ウィンドファーム事業及び(仮称)平木阿波第二ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書について
5 調査審議結果	「環境影響評価法」に基づく環境影響評価図書について、事業者から説明を受け、図書に記載された内容について、現地調査と審議が行われた。
6 備考	次回開催日：未定

7 三重県公害審査会 調停委員会

1 審議会等の名称	三重県公害審査会 調停委員会
2 開催年月日	令和4年6月10日(第3回調停期日)
3 委員	調停委員長 木村 夏美 他2名
4 諮問事項	令和3年(調)第1号事件
5 調査審議結果	紛争解決に向け、被申請人が作成した対策案について、申請人から意見聴取が行われた。
6 備考	次回開催日：令和4年9月16日

8 三重県自然環境保全審議会 温泉部会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 温泉部会
2 開催年月日	令和4年7月22日
3 委員	部会長 大野研 委員 大沼章子、鈴木理可、高橋孝行、中村 毅
4 諮問事項	「温泉法」に基づく土地掘削の許可について
5 調査審議結果	「温泉法」第3条第1項に基づく土地掘削許可申請(菰野町内)について審議が行われ、許可が適当であると決議された。
6 備考	次回開催日：令和4年11月頃(予定)

9 三重県私立学校審議会

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	令和4年9月9日
3 委員	会長 梅村 光久 委員 二井 睦 他10名
4 諮問事項	各種学校の廃止認可について 他5件
5 調査審議結果	各種学校の廃止認可等について審議され、6件全て「認可することに異議はない」と答申された。
6 備考	次回開催日：令和5年3月頃(予定)

10 三重県文化審議会

1 審議会等の名称	三重県文化審議会
2 開催年月日	令和4年9月8日
3 委員	会 長 豊田 長康 副会長 千種 清美 委 員 岩間 弘 他12名
4 諮問事項	「三重県文化振興条例（仮称）」の制定について
5 調査審議結果	「三重県文化振興条例（仮称）」の骨子案について審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和4年11月頃（予定）

11 三重県総合博物館協議会

1 審議会等の名称	三重県総合博物館協議会
2 開催年月日	令和4年7月12日
3 委員	会 長 山田 康彦 副会長 大西 かおり 委 員 安西 清麿 他12名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和3年度事業報告及び令和4年度事業の取組等について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和5年2月頃（予定）

12 三重県立美術館協議会

1 審議会等の名称	三重県立美術館協議会
2 開催年月日	令和4年8月18日
3 委員	会 長 吉田 俊英 副会長 杉本 竜 委 員 石原 真伊 他9名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和3年度事業報告及び令和4年度事業の取組等について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和5年3月頃（予定）

13 三重県人権施策審議会

1 審議会等の名称	三重県人権施策審議会
2 開催年月日	令和4年9月6日
3 委員	会 長 田中 亜紀子 会長代理 松井 睦夫、小林 慶太郎 他20名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和4（2022）年版第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告書（案）について説明し、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和5年1月頃（予定）

14 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	令和4年7月11日
3 委員	会 長 三田 泰雅 副会長 大平 肇子 委 員 小川 眞里子 他18名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	県が実施する男女共同参画施策の令和3年度実施状況の評価方法等について検討が行われた。
6 備考	次回開催日：令和4年10月頃

15 三重県消費生活対策審議会

1 審議会等の名称	三重県消費生活対策審議会
2 開催年月日	令和4年9月14日
3 委員	会 長 平島 円 副会長 鈴木 稔彦 委 員 井坂 衆 他10名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	消費者施策の令和3年度における実施結果及び令和4年度における実施概要等について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和5年8月頃（予定）